

令和 6（2024）年度

みよしの環境

【令和 5（2023）年度実績】



⊕みよし市

市民経済部生活環境課

みよし市では、「みよし市環境基本条例」第24条に基づき、「市長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。」としています。

この「みよしの環境」は、令和5（2023）年度に実施した環境調査の結果などを掲載し、みよし市の環境の状況をまとめたものです。

本書が、皆様の環境に対する認識と御理解の一助となれば幸いです。

令和7（2025）年3月

みよし市環境基本条例（平成14年3月25日条例第4号）前文

私たちのまち、みよし市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動のあり方や物質的な豊かさと生活の利便を求める営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や、都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、オゾン層の破壊、地球温暖化、海洋汚染などに象徴されるような、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼしてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有し、このかけがえのないみどり豊かな環境を保全し、将来の世代の市民に継承する責務を負っている。

私たちは、みどり豊かな環境を創造し、保全するため、市、市民、行政区が主体となる地域（以下「地域」という。）及び事業者の各々の責務を明確化し、互いに協働して環境への負荷の低減に努めるとともに、循環型社会を構築し、人と自然が共生することのできる、ふれあいのまち三好を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

環境方針

1 基本理念

私たちは、地球という自然環境の中で、その恵みを受け、生命を育んできました。その地球の環境が、人の生活に起因する温暖化や廃棄物などにより大きく変わろうとしています。

今、私たちは生活に対する考え方を改め、人と人、人と自然が共生できる取り組みを進めていく必要があります。

このため、みよし市は、市民・地域・事業者と協力し、環境基本計画で設定した望ましい環境像「みどり豊かな ふれあいのまち」の実現や地球にやさしい行動に向けた「地球温暖化対策実行計画・庁内環境保全率先行動計画」に取り組むとともに、みよし市役所自らが国際標準化機構の環境マネジメントシステムの認証取得と実践行動の成果を踏まえ、環境への負荷の少ない循環型社会の実現を目指します。

2 基本方針

基本理念を踏まえ、環境管理要綱により、職員一人ひとりが環境に配慮した以下の取り組みを積極的に推進します。

(1) 環境に配慮した事務・事業の推進

資源及びエネルギーの消費を抑制するとともに、緑化などの環境改善事業を推進します。

(2) 環境に配慮し、災害防止のための公共施設の管理

新エネルギーを活用した公共施設の整備や災害を未然に防止するための施設整備に努めます。

(3) 法令等の遵守と汚染の予防

環境に関する法令等を遵守し、環境負荷の低減を図るとともに、環境汚染の予防に努めます。

(4) 環境目的及び目標の設定と継続的改善

環境管理要綱の中で、環境目的及び目標を定め、かつ定期的に見直し、継続的改善に努めます。

(5) 職員の教育及び訓練の実施

環境意識の向上を図るため、職員の教育及び訓練を実施し、市民・地域・事業者の規範となるよう努めます。

この環境方針は、全職員に周知するとともに、一般に公表します。

みよし市長

目次

I	みよし市の概要	
1	位置と地勢	1
2	自然条件	2
3	人口	3
4	交通	3
5	土地利用	4
6	産業	6
II	環境保全行政の概要	
1	環境保全行政の経過	7
2	環境行政機構	7
3	環境保全行政予算	8
4	環境保全行政事業	8
5	環境関係測定機器等保有状況	9
6	公害防止協定締結状況	9
7	特定施設等の届出状況	13
III	公害苦情	
1	公害苦情の現況	16
2	年度別・種類別公害苦情処理件数の推移	16
3	公害苦情発生分布	17
4	月別・種類別苦情受付件数の状況	18
5	年度別・発生源別公害苦情件数	18
6	用途地域別公害苦情発生状況	19
IV	大気汚染	
1	大気汚染の概要	20
2	大気汚染調査結果	20
V	水質汚濁	
1	水質汚濁の概要	28
2	水質汚濁に係る環境基準	28
3	河川の水質状況	29
4	ため池の水質状況	34
5	生活排水対策	42
VI	騒音・振動	
1	騒音・振動の概要	43
2	環境騒音測定調査	44

3	道路交通騒音測定調査	4 5
4	騒音の大きさのめやす	4 7
5	振動の大きさのめやす	4 7

VII 悪臭

1	悪臭の概要	4 8
2	悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準	4 9
3	悪臭物質の排出を規制する地域	4 9

VIII 廃棄物対策事業

1	ごみ処理事業	5 0
2	リサイクル推進事業	5 2
3	環境美化推進事業	5 3
4	し尿処理事業	5 3

IX 動物愛護対策事業

1	犬の登録及び狂犬病予防注射	5 4
2	地域ねこ避妊等手術費補助	5 4
3	野犬の捕獲、飼育指導等	5 4

I みよし市の概要

I みよし市の概要

1 位置と地勢

本市は、愛知県のほぼ中央、名古屋市から東に20km圏に位置しています。

三河地区の西端にあり、西は境川を隔てて東郷町、日進市に接し、東及び北は豊田市に、また、南は刈谷市に接しています。

東西約5km、南北約10kmと南北に細長い地勢を形成し、面積は32.19km²で、起伏の多い丘陵地と境川、逢妻女川流域の平坦地とその間の平野部によって形成されています。



東 経		北 緯	
最 東	最 西	最 南	最 北
137° 7' 49" 福谷町上三戸口	137° 2' 40" 福田町川端	35° 3' 19" 明知町南山	35° 8' 42" 黒笹町三ヶ峯

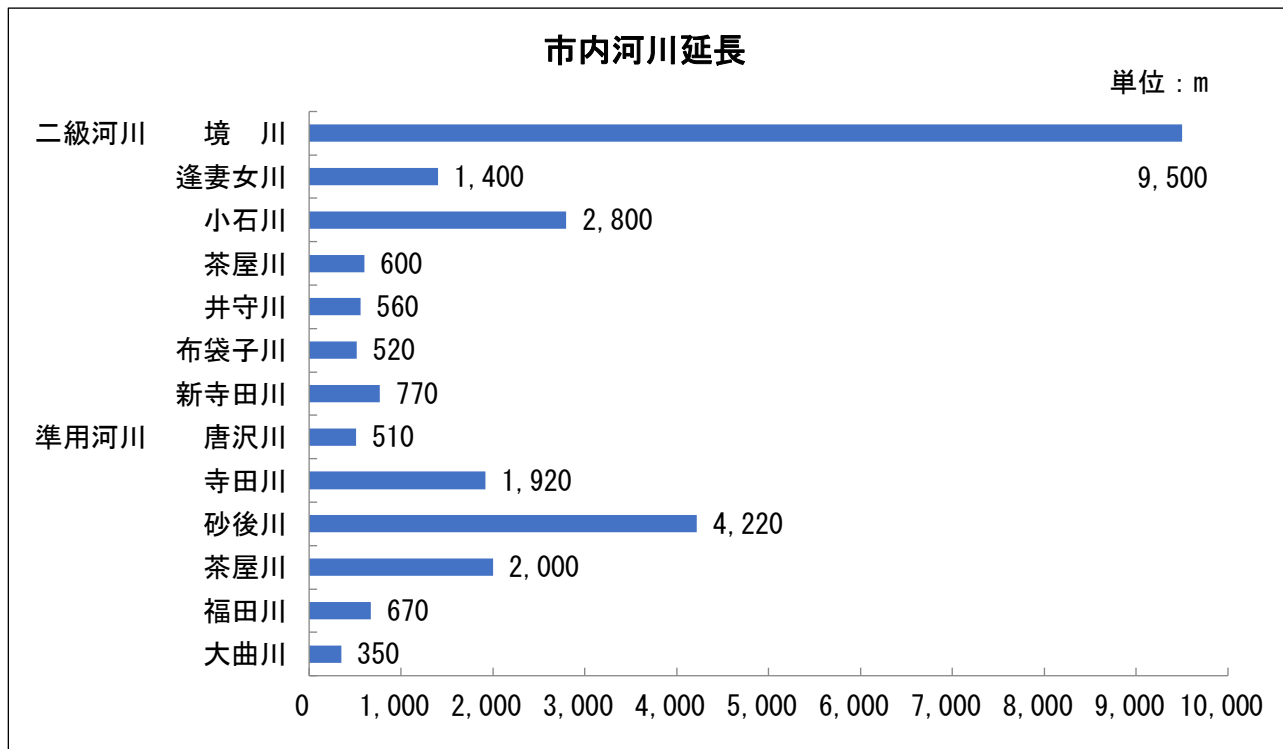
広 ぼ う		海 抜	
東 西	南 北	最 高	最 低
約5km	約10km	147.62m 黒笹町三ヶ峯	16.90m 福田町川端

2 自然条件

(1) 河川

本市における河川の状況は、次のとおりです。

令和6（2024）年4月1日現在

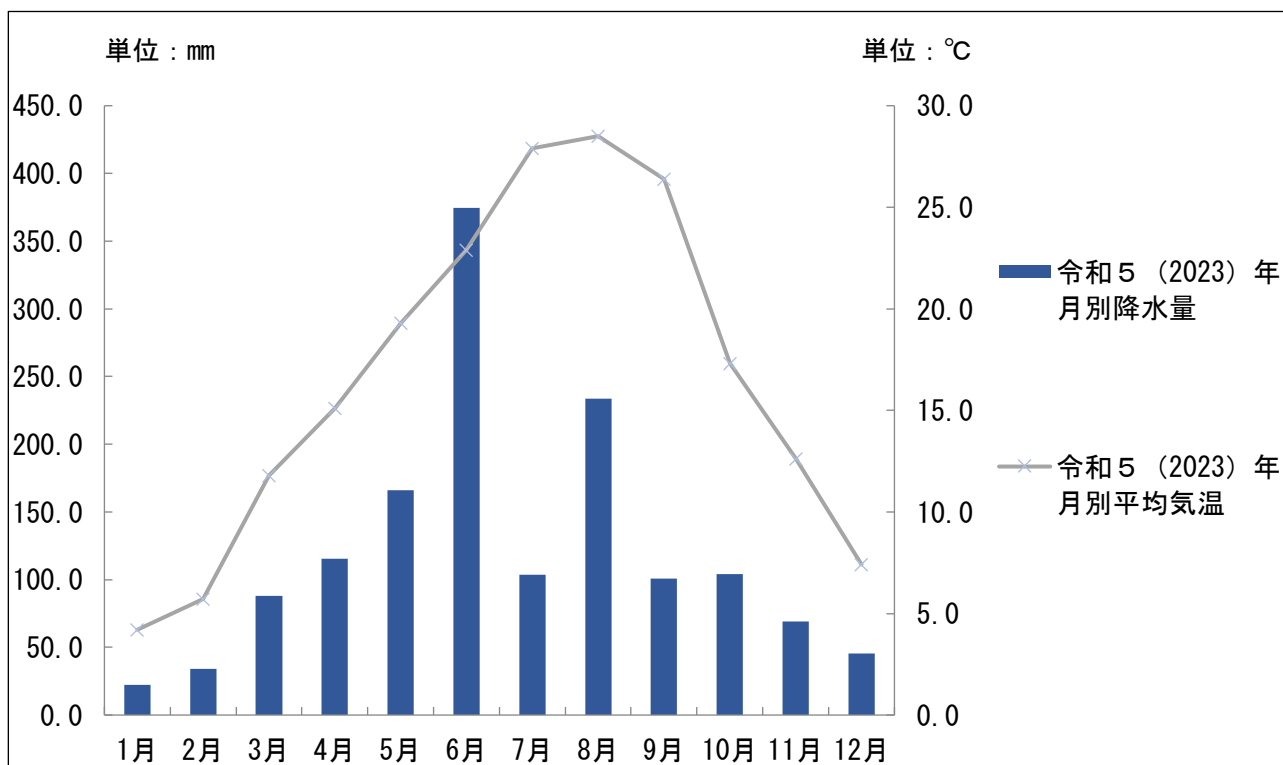


資料 道路河川課

(2) 気候

本市は、平野部特有の内陸性気候を示し、県下でも気候の温暖な地域です。

令和5（2023）年の月別平均気温と月積算雨量を次のグラフで示します。

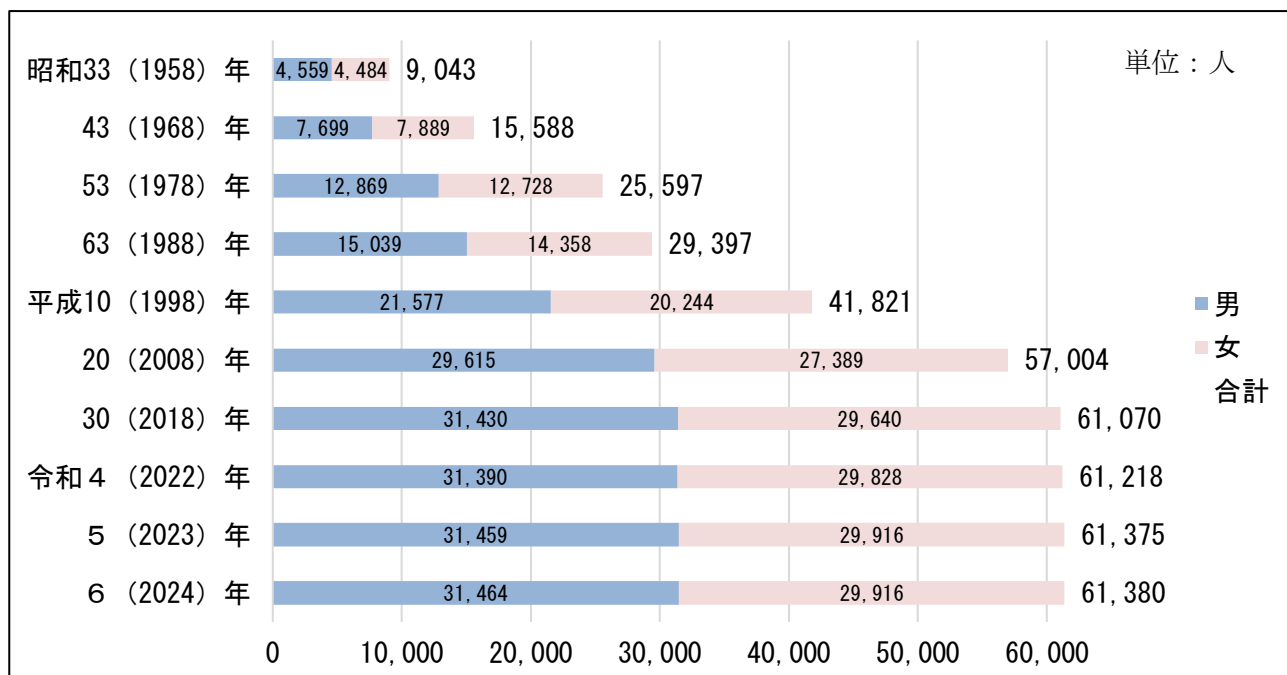


資料 尾三消防本部

3 人口

昭和33（1958）年4月1日町制を施行した当時は、純然たる農村地帯で人口は9,043人でしたが、自動車産業の発展に伴う工場の進出や、地理的条件も相まって人口が増加してきました。

各年4月1日現在

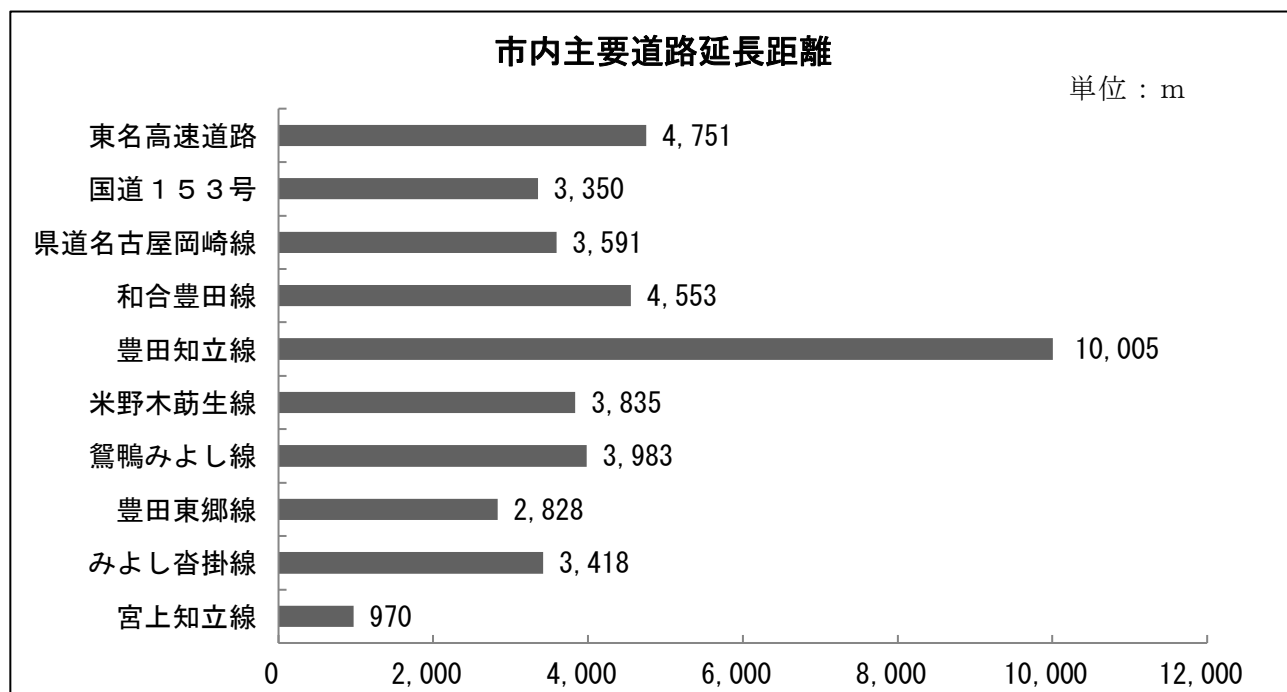


資料 市民課

4 交通

本市には、東西に走る東名高速道路、国道153号、県道合合豊田線及び名古屋岡崎線並びに南北に走る県道豊田知立線を軸に道路網が広がっています。また、鉄道は名鉄豊田線が市の北部を東西に横断しています。

令和6（2024）年4月1日現在



資料 道路河川課

5 土地利用

人口の増加に伴う市街化の動きは、土地利用の面にも反映されています。昭和60（1985）年と令和4（2022）年の土地利用を比べると、田と畑の農地面積が1,299haから830haに減少しているのに対し、宅地面積が540haから966haに増加しています。

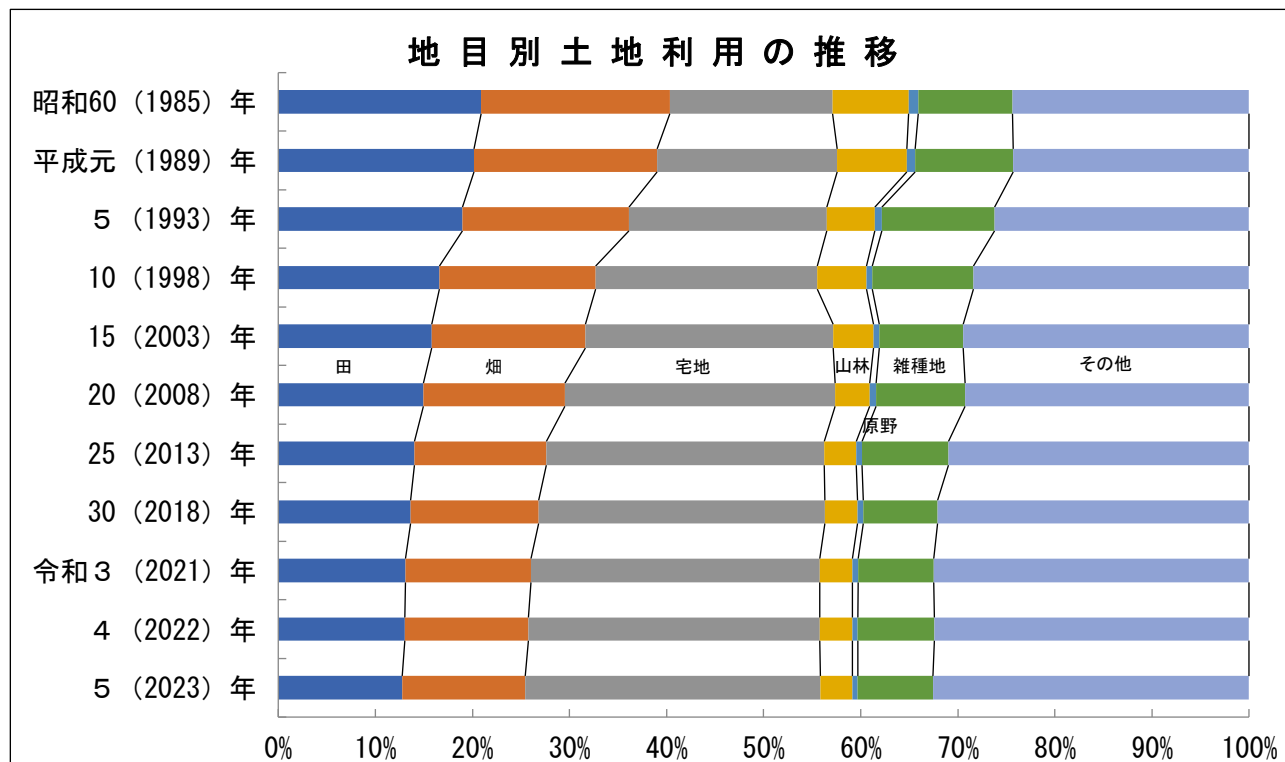
また、本市の市街化区域は、用途別で住居系地域637ha（58.6％（市街化区域の内））、工業系地域416ha（38.3％（市街化区域の内））を占めています。

土地利用及び都市計画用途については、住工隣接、混在が公害苦情発生の要因ともなっており、公害の未然防止及び環境保全の面からも極めて重要な課題となっています。

（1）地目別土地利用状況

各年1月1日現在 単位：ha

	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
昭和60（1985）年	673	626	540	252	32	312	785	3,220
平成元（1989）年	649	608	597	231	28	325	782	3,220
5（1993）年	609	552	654	158	23	374	841	3,211
10（1998）年	533	516	734	162	20	335	911	3,211
15（2003）年	508	507	821	134	19	276	946	3,211
20（2008）年	481	468	894	114	21	294	939	3,211
25（2013）年	450	437	920	105	18	286	995	3,211
30（2018）年	438	426	949	108	19	246	1,033	3,219
令和3（2021）年	422	415	959	108	19	250	1,046	3,219
4（2022）年	420	410	966	108	18	254	1,043	3,219
5（2023）年	411	408	978	108	17	249	1,048	3,219



資料 税務課

(2) 都市計画用途地域別面積

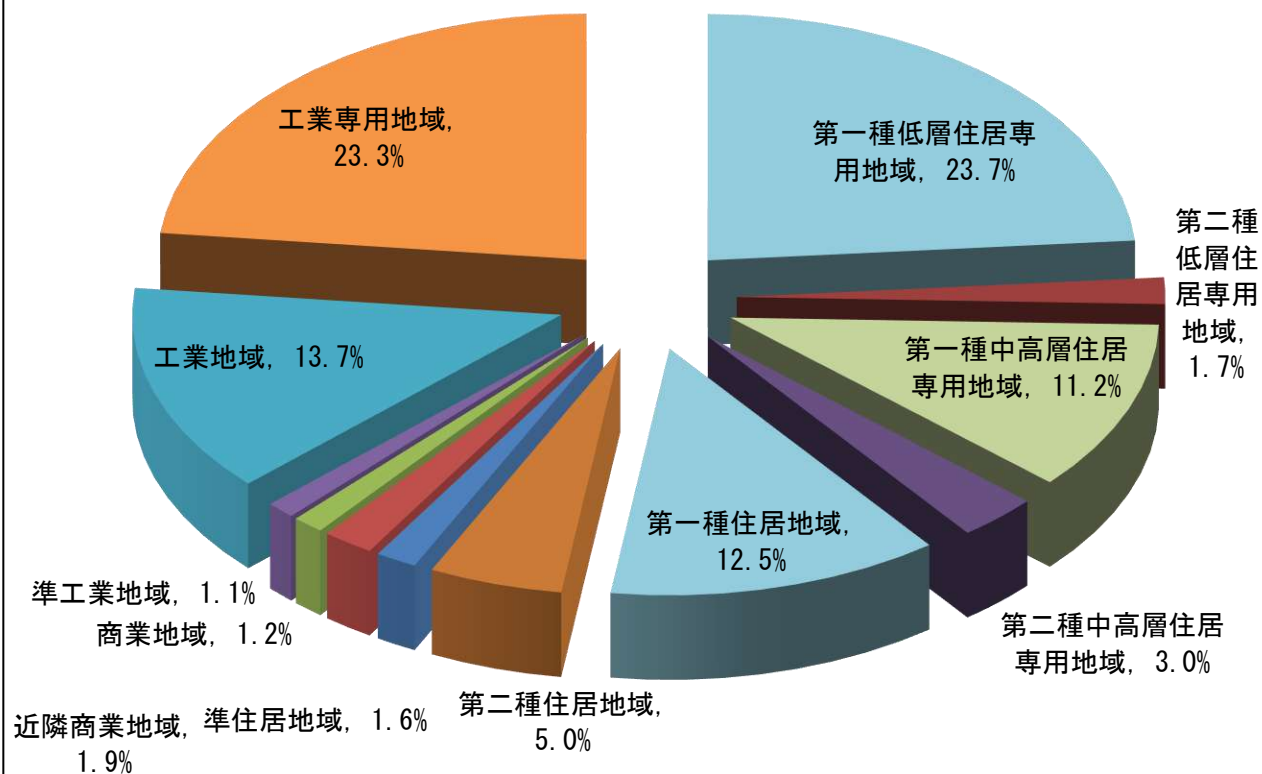
みよし市の都市計画用途地域別面積は、次の表のとおりです。

令和6（2024）年3月31日現在

都市計画区域面積		面積 3,219 (ha)	割合100 (%)
用途地域	市街化区域面積	1,092	33.9
	第一種低層住居専用地域	259	8.0
	第二種低層住居専用地域	19	0.6
	第一種中高層住居専用地域	122	3.8
	第二種中高層住居専用地域	33	1.0
	第一種住居地域	137	4.2
	第二種住居地域	55	1.7
	準住居地域	17	0.5
	近隣商業地域	21	0.7
	商業地域	13	0.4
	準工業地域	12	0.4
	工業地域	150	4.7
	工業専用地域	254	7.9
	市街化調整区域	2,127	66.1

資料 都市計画課

市街化区域用途地域別内訳

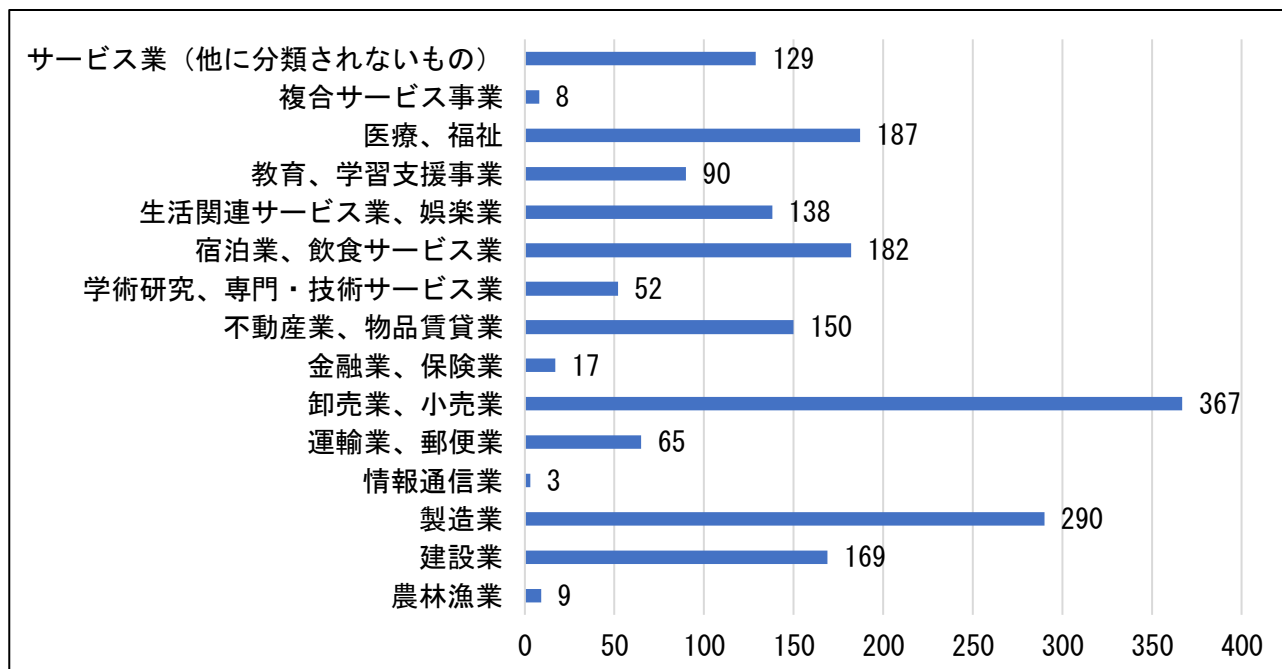


6 産業

本市における産業分類別事業所数及び工業生産額等の状況は、次のとおりです。

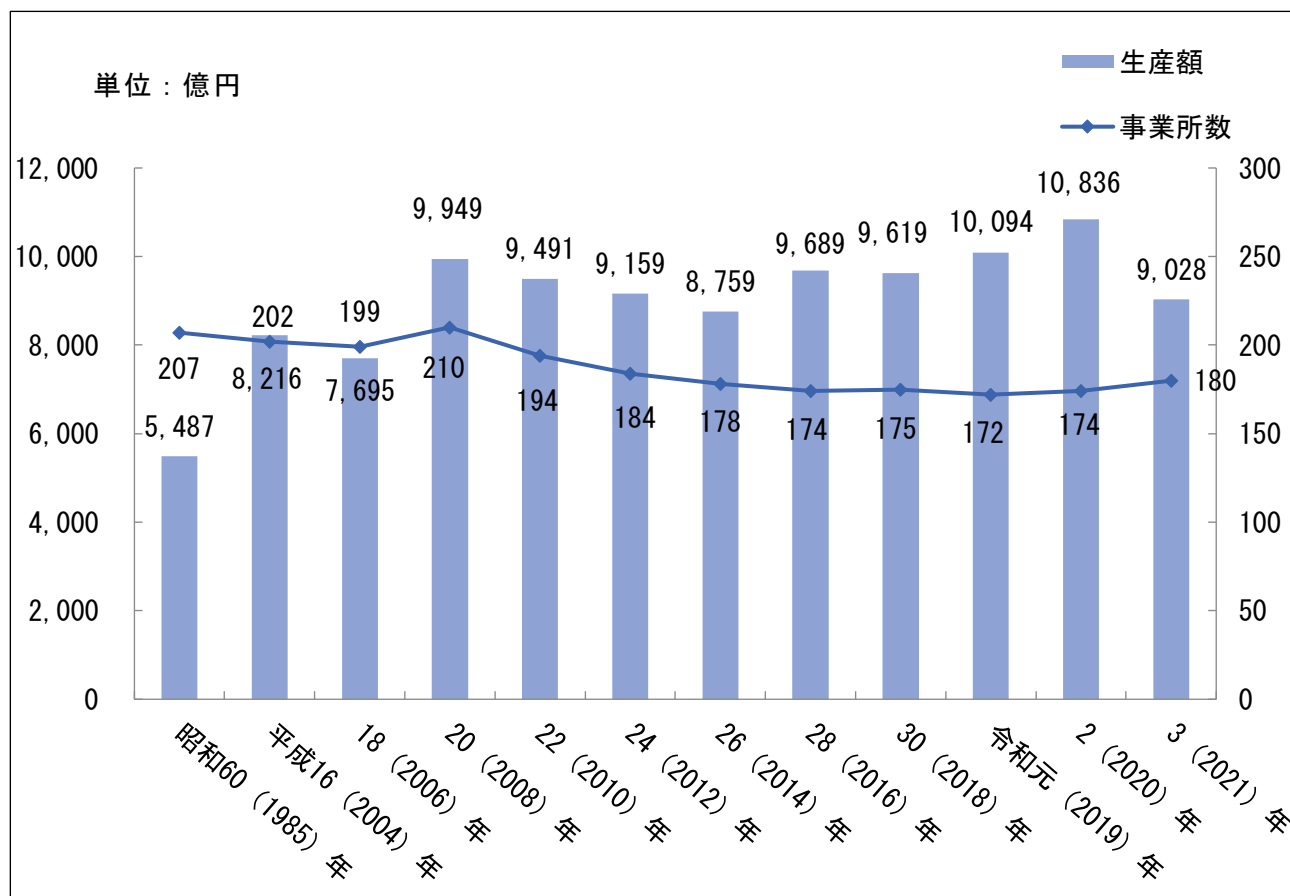
(1) 産業分類別事業所数

令和3（2021）年6月1日現在



資料 経済センサス基礎調査

(2) 工業生産額及び事業所数の推移



資料 工業統計調査、経済センサス活動調査

豊田都市計画区域 みよし市都市計画図

当初線引	愛知県告示第919号	昭和45年11月24日
市街化区域	愛知県告示第129号	令和2年3月27日
用途地域	みよし市告示第36号	令和5年3月31日
特別工業地区	みよし市告示第67号	令和2年6月26日
都市計画道路	愛知県告示第717号	平成23年12月6日
都市計画公園	みよし市告示第39号	平成22年12月24日
都市計画緑地	愛知県告示第717号	平成23年12月6日
防火・準防火地域	みよし市告示第149号	令和4年12月20日
地区計画	みよし市告示第10号	平成27年3月17日
	みよし市告示第49号	平成28年6月24日
	みよし市告示第32号	令和2年3月27日



用途地域による建築物の用途制限の概要

用途地域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種低層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種中高層住居専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第一種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第二種住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準住居地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近隣商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
準工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
工業専用地域	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特別工業地区	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

凡	例
市界	市界
市街化区域界	市街化区域界
広場	広場
都市計画道路	都市計画道路
立体交差	立体交差
都市計画公園	都市計画公園
都市計画緑地	都市計画緑地
防火地域	防火地域
準防火地域	準防火地域
区画整理事業施工済区域	区画整理事業施工済区域
区画整理事業施工中区域	区画整理事業施工中区域
地区計画	地区計画
用途地域	用途地域
1 第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
2 第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
3 第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
4 第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
5 第一種住居地域	第一種住居地域
6 第二種住居地域	第二種住居地域
7 準住居地域	準住居地域
8 近隣商業地域	近隣商業地域
9 商業地域	商業地域
10 準工業地域	準工業地域
11 工業地域	工業地域
12 工業専用地域	工業専用地域
特別工業地区	特別工業地区
● 建ぺい率・容積率	● 市街化調整区域
○ 上段：容積率 下段：建ぺい率	● 市街化調整区域 上段：容積率 下段：建ぺい率
● 幅員・車線数	● 幅員・車線数

(注) 本図は一般参考図であるため、詳細については愛知県及びみよしの市の縦覧用都市計画図書を参照して下さい。

Ⅱ 環境保全行政の概要

Ⅱ 環境保全行政の概要

1 環境保全行政の経過

昭和45（1970）年に衛生課に公害担当を設け、昭和46（1971）年に公害対策審議会が設置される。

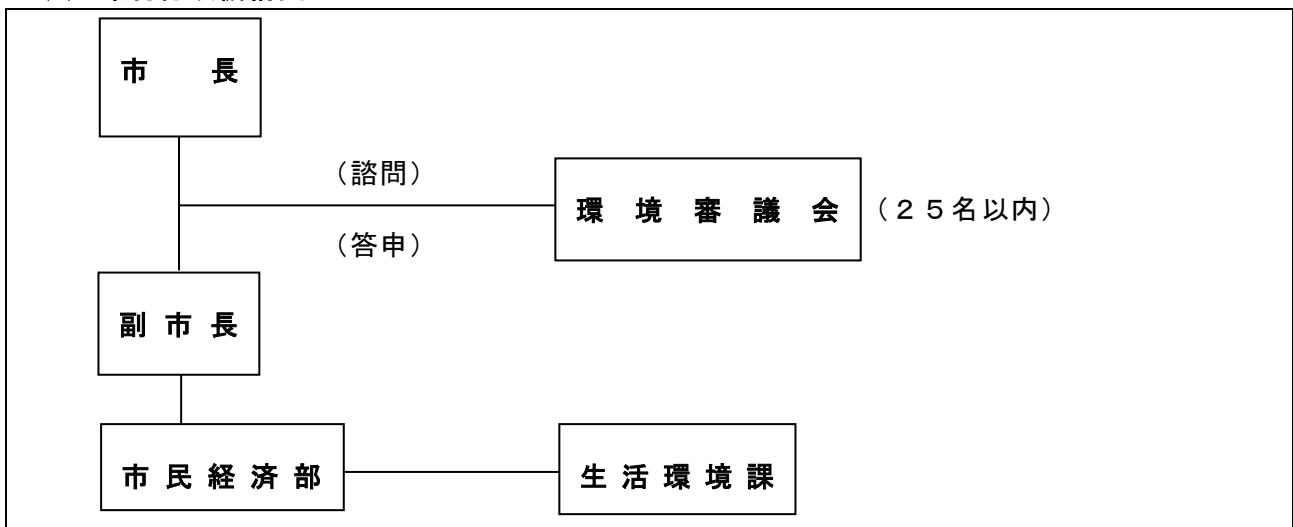
昭和52（1977）年に環境課公害係となり、昭和57（1982）年4月の機構改革により商工課公害係となる。

その後再度の機構改革により昭和61（1986）年4月に環境課公害係となり、平成9（1997）年4月から環境課環境保全係となる。平成10（1998）年度から公害対策審議会及び清掃事業審議会を統括した環境審議会が設置された。平成24（2012）年度から係制が廃止された。

その後再度の機構改革により令和5（2023）年度から生活環境課となる。

2 環境行政機構

(1) 環境行政機構図



(2) 生活環境課事務分掌

- ア ごみ及びし尿に関すること。
- イ 一般廃棄物処理業者の許可及び指導に関すること。
- ウ 環境美化の普及に関すること。
- エ 不燃物埋立処分場に関すること。
- オ 環境保全に係る政策立案、企画及び調整に関すること。
- カ 環境審議会に関すること。
- キ 騒音、振動、悪臭等に係る規制指導、調査測定及び届出に関すること。
- ク 環境管理に関すること。
- ケ 動物愛護に関すること。
- コ 鳥獣捕獲許可に関すること。
- サ 墓地等に関すること。
- シ 専用水道等に関すること。
- ス みよし市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成16年三好町条例第3号）の許可に関すること。
- セ 特定優良賃貸住宅の入居審査、県への報告に関すること。
- ソ 市営住宅の入居及び退去に関すること。
- タ 市営住宅の建設及び維持管理に関すること。
- チ 市営住宅使用料の徴収に関すること。
- ツ その他市営住宅に関すること。

3 環境保全行政予算

令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの環境保全行政決算額の推移及び令和6（2024）年度の予算額は次のとおりです。

（単位：千円）

年 度 節	令和3（2021） 年度決算額	令和4（2022） 年度決算額	令和5（2023） 年度決算額	令和6（2024） 年度予算額
1. 報酬	147	98	70	182
7. 報償費	121	197	42	72
8. 旅費	57	63	6	41
10. 需用費	892	863	941	896
11. 役務費	366	309	381	685
12. 委託料	11,947	20,735	9,760	15,538
13. 使用料及び賃借料	257	329	137	137
18. 負担金、補助及び交付金	46,678	121,555	103,673	113,676
合 計	60,465	144,148	115,010	131,227

4 環境保全行政事業

令和5（2023）年度事業の実績は、次のとおりです。

実施月 項目	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	備考
1 大気関係													
降下ばいじん測定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5地点
排ガス測定	—	—	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	1地点
2 水質関係													
河川水質（生活環境）	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	○	—	8地点
河川水質（健康項目）	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	—	3地点
河川底質調査	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	7地点
ため池水質調査	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	12地点
事業所排水調査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	5事業所
生息魚類、生物調査	—	○	○	—	—	—	○	—	—	—	—	—	8地点
大腸菌数等詳細調査	—	—	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	15地点
3 騒音・振動関係													
環境騒音調査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	10地点
道路交通騒音調査	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	4地点
4 悪臭関係													
悪臭物質測定	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	5地点
5 その他													
環境保全講演会	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
公害苦情処理	○	○	○	—	○	—	—	○	—	○	○	—	

5 環境関係測定機器等保有状況

本市の環境関係測定機器等の保有状況は、次のとおりです。

令和6（2024）年3月31日現在

区分	測定機器等の名称	製造者	型式名	台数
大気	ピエゾバランス粉じん計	日本カノマックス(株)	3511	1
	ピエゾバランス粉じん計	日本カノマックス(株)	3521	1
	シンチレーションサーベイメータ	日立アロカメディカル(株)	TCS-172B	1
騒音・振動	普通騒音計	リオン(株)	NL-05	1
	普通騒音計	リオン(株)	NL-06	1
	普通騒音計	リオン(株)	NL-42	1
	レベルレコーダー	リオン(株)	LR-04	1
	騒音振動レベル処理器	リオン(株)	SV-74	1
	騒音振動レベル処理器	リオン(株)	SV-76	1
	全天候型スクリーンセット	リオン(株)	WS-03	2
	携帯型実音モニター	リオン(株)	XT-10S	1

6 公害防止協定締結状況

公害防止協定は、第2次みよし市環境基本計画に掲げる将来像「循環・共生する持続可能なずっと住みたいまち」の実現をめざし、本市の良好な環境を将来世代に継承するため、人と自然との共生、循環社会の構築、地域住民の快適かつ健康で文化的な生活を確保することを目的として環境の保全及び創造を図るため、特に必要と認める事業所との協力で締結しています。

公害防止協定締結事業所一覧

令和6（2024）年3月31日現在（過去の履歴含む）

	締結No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
1		トヨタ自動車(株)明知工場	昭和46（1971）年 6月29日	No.58 締結内容の見直しによる再締結						
2		トヨタ自動車(株)下山工場	昭和49（1974）年 2月18日	No.57 締結内容の見直しによる再締結						
3		トヨタ自動車(株)三好工場	昭和51（1976）年 10月5日	No.56 締結内容の見直しによる再締結						
4	1	（一組）尾三衛生組合	昭和51（1976）年 2月7日	○		○				
5	2	三好生コン(株)	昭和52（1977）年 2月14日		○			○	○	○
6		中央発條(株)	昭和53（1978）年 3月15日	No.41 締結内容の見直しによる再締結						
7	3	(株)ナニワ	昭和54（1979）年 11月20日	○	○	○	○	○	○	○
8	4	中部電力(株)三好変電所	昭和54（1979）年 11月20日				○	○		○

	締結 No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
9		トヨタカローラ愛豊(株)	昭和 54 (1979) 年 11 月 27 日	No.36 愛知トヨタ自動車(株)に継承						
10	5	東海三谷生コン(株)	昭和 56 (1981) 年 3 月 5 日		○		○	○	○	○
11	6	旭化成ファーマ(株) 名古屋医薬工場	昭和 57 (1982) 年 2 月 26 日		○	○	○	○	○	○
12	7	(株)コモダ	昭和 57 (1982) 年 2 月 26 日		○	○	○	○	○	○
13	8	関西ペイント(株)	昭和 58 (1983) 年 3 月 24 日	○	○	○	○	○	○	○
14	9	ナトコペイント(株)	昭和 58 (1983) 年 3 月 24 日	○	○	○	○	○	○	○
15	10	三好化成(株)	昭和 58 (1983) 年 3 月 24 日	○	○	○	○	○	○	○
16	11	河崎発条(株)	昭和 58 (1983) 年 3 月 24 日			○	○	○	○	○
17	12	福岡化学(株)	昭和 60 (1985) 年 3 月 19 日		○	○	○	○		○
18	13	豊栄金属工業(株)	昭和 60 (1985) 年 6 月 26 日		○	○	○	○		○
19	14	(株)セプラス	昭和 60 (1985) 年 10 月 18 日		○	○	○	○		○
20	15	富士レジン化工(株)	昭和 61 (1986) 年 2 月 4 日			○	○	○		○
21	16	(株)アスカ	昭和 61 (1986) 年 2 月 4 日	○	○		○	○	○	○
22	17	(株)山和	昭和 62 (1987) 年 5 月 20 日		○	○	○	○	○	○
23	18	(有)松井工業	昭和 62 (1987) 年 6 月 24 日		○	○	○	○	○	○
24	19	東海製缶工業(株)	昭和 62 (1987) 年 7 月 31 日		○	○	○	○	○	○
25	20	アサノ機工(有)	昭和 62 (1987) 年 9 月 11 日		○	○	○	○	○	○
26	21	ミクニ機工(株)	昭和 62 (1987) 年 9 月 21 日		○	○	○	○	○	○
27	22	(株)三晃	昭和 62 (1987) 年 10 月 15 日		○	○	○	○	○	○
28	23	奥村工業(株)	昭和 62 (1987) 年 11 月 17 日		○	○	○	○	○	○
29		(株)丸安	昭和 63 (1988) 年 2 月 17 日	No.37 丸安シート(株)を含めて再締結						
30	24	(有)福島製作所	昭和 63 (1988) 年 2 月 22 日		○	○	○	○	○	○
31	25	(株)丸越パック	昭和 63 (1988) 年 8 月 25 日		○	○	○	○	○	○
32	26	ナルセ公研(株)	昭和 63 (1988) 年 12 月 1 日	○	○	○	○	○	○	○

	締結 No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
33		ミヤマ工業(株)	平成元(1989)年 3月7日	No.52 締結内容の見直しによる再締結						
34	27	ワゴー(株)	平成元(1989)年 9月1日		○	○	○	○	○	○
35		(株)三五八和田山工場	平成元(1989)年 11月28日	No.54 締結内容の見直しによる再締結						
36	28	イサム工業(株)	平成2(1990)年 7月18日		○	○	○	○	○	○
37	29	三好カントリー倶楽部	平成2(1990)年 9月20日		○					
38	30	大浜機工(株)	平成3(1991)年 11月11日		○	○	○	○	○	○
39		(株)ノリタケカンパニーリミテド	平成5(1993)年 4月8日	No.53 合併により(株)ノリタケカンパニーリミテドと再締結						
40		ノリタケ機材(株)	平成5(1993)年 4月8日							
41		ノリタケセラミックス(株)	平成5(1993)年 4月8日							
42		ノリタケセラミックパイプ(株)	平成5(1993)年 4月8日							
43		(株)ノリタケコーテッドアブレーション	平成5(1993)年 5月24日	No. 62 運営事業者変更による再締結						
44	31	(株)三五三好工場	平成9(1997)年 9月26日	○	○	○	○	○	○	○
45	32	(株)中外	平成9(1997)年 9月26日	○	○	○	○	○	○	○
46	33	自動車部品栄和協同組合	平成9(1997)年 9月26日				○	○	○	○
47	34	(株)ナリタテック	平成10(1998)年 7月7日		○		○	○	○	○
48	35	(株)内藤商会	平成10(1998)年 7月28日		○		○	○	○	○
49	36	愛知トヨタ自動車(株)	平成11(1999)年 4月19日		○		○	○	○	○
50		こじま事業協同組合連合会	平成11(1999)年 5月12日	No.55 締結内容の見直しによる再締結						
51		トヨタ自動車(株)トヨタバイオ・緑化研究所	平成11(1999)年 6月9日	No.61 締結内容の見直しによる再締結						
52	37	丸安(株)・丸安シート(株)	平成12(2000)年 12月6日		○	○	○	○	○	○
53	38	東邦ガス(株)	平成13(2001)年 3月30日		○	○	○	○	○	○
54	39	福田工業(株)	平成13(2001)年 8月14日		○	○	○	○	○	○
55		日本圧着端子製造(株)	平成14(2002)年 11月6日	No.43 締結内容の見直しによる再締結						
56		(株)アドマテックス	平成14(2002)年 12月16日	No.51 締結内容の見直しによる再締結						

	締結 No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
57	40	和光工機(株)	平成 16 (2004) 年 7 月 9 日	○	○	○	○	○	○	
58	41	中央発條(株)	平成 16 (2004) 年 10 月 5 日		○	○	○	○	○	○
59	42	豊通ニューパック(株)	平成 16 (2004) 年 12 月 6 日			○	○	○	○	○
60		デュポン神東・オートモ ティブ・システムズ(株)	平成 19 (2007) 年 1 月 18 日	No.60 社名変更による再締結						
61		小島(株)	平成 20 (2008) 年 9 年 25 日	No.50 合併により再締結						
62		トヨタ自動車(株)トヨタバ イオ・緑化研究所	平成 21 (2009) 年 10 月 23 日	No.61 協定値及び締結内容の見直しに よる再締結						
63		トヨタ自動車(株)トヨタバ イオ・緑化研究所	平成 22 (2010) 年 3 月 23 日	No.61 締結内容の見直しによる再締結						
64	43	日本圧着端子製造(株)	平成 22 (2010) 年 5 月 26 日			○	○	○	○	○
65	44	ダイナパック(株)	平成 22 (2010) 年 6 月 28 日			○	○	○	○	○
66	45	豊田合成(株)	平成 22 (2010) 年 7 月 10 日		○	○	○	○	○	○
67		小島プレス工業(株)	平成 22 (2010) 年 7 月 29 日	No.50 締結内容の見直しによる再締結						
68	46	進興金属工業(株)	平成 22 (2010) 年 12 月 27 日			○	○	○	○	○
69	47	(株)光洋工機	平成 23 (2011) 年 2 月 22 日			○	○	○	○	○
70	48	加藤鉄工(株)	平成 23 (2011) 年 3 月 3 日			○	○	○	○	○
71	49	(株)メイドー	平成 23 (2011) 年 3 月 31 日			○	○	○	○	○
72	50	小島プレス工業(株)	平成 23 (2011) 年 4 月 5 日			○	○	○	○	○
73	51	(株)アドマテックス	平成 23 (2011) 年 6 月 27 日			○	○	○	○	○
74	52	ミヤマ工業(株)	平成 25 (2013) 年 4 月 15 日			○	○	○	○	○
75		神東アクサルタ コーテ ィング システムズ(株)	平成 25 (2013) 年 7 月 3 日	No.60 社名変更による再締結						
76		(株)ノリタケカンパニーリ ミテッド	平成 26 (2014) 年 10 月 1 日	No.53 締結内容の見直しによる再締結						
77	53	(株)ノリタケカンパニーリ ミテッド	平成 27 (2015) 年 3 月 20 日	○	○	○	○	○	○	○
78	54	(株)三五八和田山工場	平成 27 (2015) 年 3 月 25 日		○	○	○	○	○	○
79	55	こじま事業協同組合連合 会	平成 27 (2015) 年 9 月 11 日		○	○	○	○	○	○
80	56	トヨタ自動車(株)三好工場	平成 28 (2016) 年 3 月 31 日		○	○	○	○	○	○

	締結 No	事業所名	締結年月日	締結内容						
				大気	水質	臭気	騒音	振動	廃棄物	緑化
81	57	トヨタ自動車(株)下山工場	平成 28 (2016) 年 4 月 28 日	○	○	○	○	○	○	○
82	58	トヨタ自動車(株)明知工場	平成 28 (2016) 年 6 月 1 日	○	○	○	○	○	○	○
83		トヨタ自動車(株)トヨタバイオ・緑化研究所	平成 29 (2017) 年 3 月 23 日	No.61 事業所名変更による再締結						
84	59	(株)鳥居発条製作所	平成 30 (2018) 年 3 月 19 日	○	○	○	○	○	○	○
85	60	アクサルタ コーティングシステムズ合同会社 愛知研究所	平成 30 (2018) 年 9 月 14 日			○	○	○	○	○
86	61	トヨタ自動車(株)黒笹圃場	令和 3 (2021) 年 5 月 26 日			○	○	○	○	○
87	62	日本レヂボン(株)	令和 4 (2022) 年 10 月 1 日	○	○	○	○	○	○	○

7 特定施設等の届出状況

(1) 騒音・振動の特定施設等の届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、著しい騒音・振動を発生させる施設を設置している工場等に対し、市への届出及び規制基準の遵守が義務付けられています。令和 5 (2023) 年度の届出状況は次表のとおりです。

令和 6 (2024) 年 3 月 31 日現在

施設名	騒音		振動	
	規制法	県条例	規制法	県条例
1 金属加工機械	4 1 1	1, 5 1 1	4 4 8	8 9 3
2 圧縮機及び冷凍機	5 5 8	1, 4 7 8	3 4 4	1, 3 4 6
3 土石用又は鉱物用の破碎機 摩砕機・ふるい及び分級機	3 0	5 2	2 9	4 0
4 織機	1 2	3	1 2	3
5 建設用資材製造機械	6	0	0	0
6 穀物用製粉機	0	0		0
7 木材加工機械	3 7	1 3	6	0
8 抄紙機	0	0		
9 印刷機械	3 4	0	1 0	0
10 合成樹脂用射出成形機	3 0 9	1 3 2	1 3 8	1 3 3
11 鋳造型機	0	1 4	1 5 0	1 3

施設名	騒音		振動	
	規制法	県条例	規制法	県条例
12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		3 3		1, 0 5 0
13 送風機（及び排風機）	2 圧縮機 に含む	1, 1 3 0	2 圧縮機 に含む	1, 0 7 4
14 走行クレーン		5 6		
15 洗びん機		9		
16 真空ポンプ		3 1		
17 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機			2 0	0
18 穀物用製粉機	0		0	1
合計	1, 3 9 7	4, 4 6 2	1, 1 8 4	4, 5 7 0

(2) 騒音・振動特定建設作業の届出状況

騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生させる作業を「特定建設作業」として指定し、騒音の大きさ、作業時間、作業期間等の規制が行われています。

特定建設作業を含む建設工事を施工しようとする者は、市長への届出が義務づけられています。令和5（2023）年度の届出状況は次表のとおりです。

令和6（2024）年3月31日現在

作業の種類（騒音関係）	規制法	県条例
1 くい打機等を使用する作業	9	0
2 びょう打機等を使用する作業	0	0
3 さく岩機を使用する作業	8 9	3
4 空気圧縮機を使用する作業	1 2	0
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	1	0
6 バックホウを使用する作業	5 1	—
7 トラクターショベルを使用する作業	2	—
8 ブルドーザー等を使用する作業	9	2 5 9
9 建造物を動力、火薬等で解体、破壊する作業	—	3 2

作業の種類（騒音関係）	規制法	県条例
10 コンクリートミキサー等を使用する作業	—	7 5
11 コンクリートカッターを使用する作業	—	9 9
12 ロードローラー等を使用する作業	—	1 5 5
計	1 7 3	6 2 3

作業の種類（振動関係）	規制法	県条例
1 くい打機等を使用する作業	8	0
2 鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0	0
3 舗装版破砕機を使用する作業	1	0
4 ブレーカーを使用する作業	8 7	1
計	9 6	1

(3) 県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく悪臭工場等の届出状況

県民の生活環境の保全等に関する条例では、悪臭関係工場等を定め、毎年4月に市長への届出を義務づけています。

令和5（2023）年度の届出状況は次表のとおりです。

令和6（2024）年3月31日現在

施設の種類		工場等の届出数
畜産農業	豚房施設	1
ゴム製品製造業		3
鋳物製造業		1
し尿処理施設		1
ごみ処理場		1
計		7

Ⅲ 公害苦情

Ⅲ 公害苦情

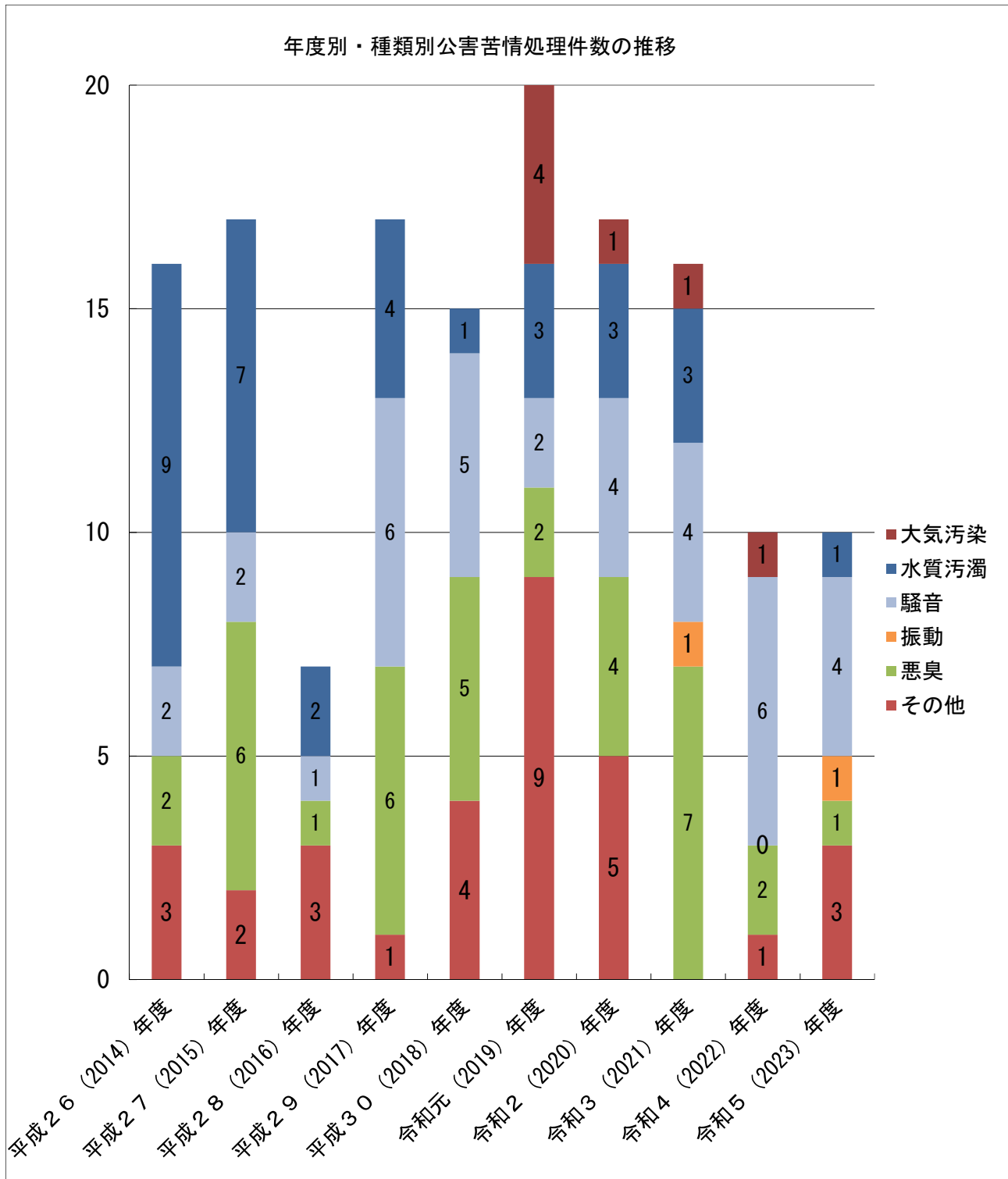
1 公害苦情の現況

令和 5（2023）年度における公害苦情処理件数は 10 件で、その内訳は、水質汚濁 1 件、騒音 4 件、振動 1 件、悪臭 1 件、その他 3 件となっています。

2 年度別・種類別公害苦情処理件数の推移

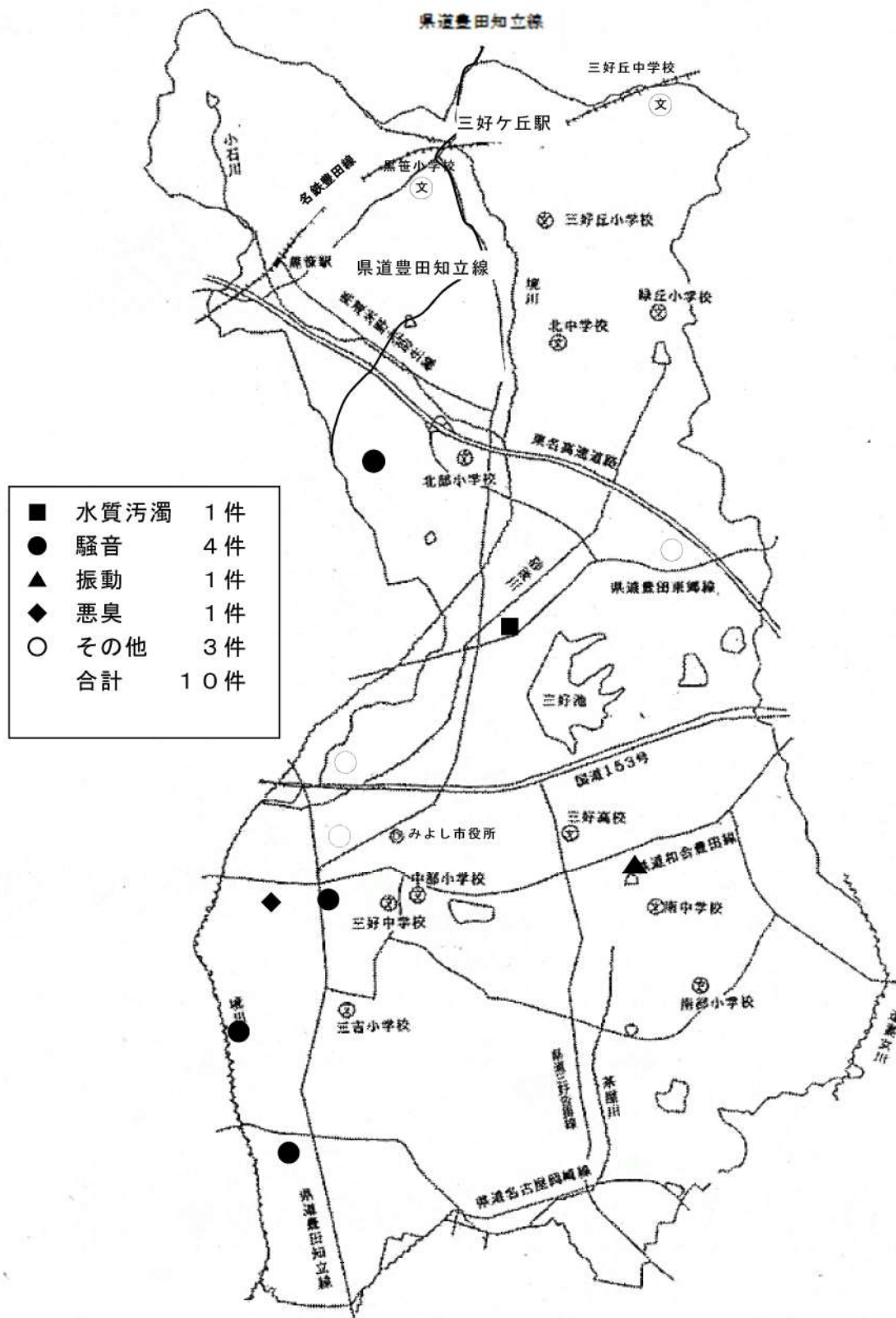
年度別・種類別公害苦情処理件数の推移は次表のとおりです

令和 6（2024）年 3 月 31 日現在



3 公害苦情発生分布

令和5（2023）年度の公害苦情の発生場所と種類は次のとおりです。



4 月別・種類別苦情受付件数の状況

令和5（2023）年度の公害苦情の月別・種類別受付件数の状況は、次のとおりです。

（単位：件）

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
大気汚染													0
水質汚濁											1		1
騒音									2		2		4
振動											1		1
悪臭					1								1
その他				1					2				3
合計	0	0	0	1	1	0	0	0	4	0	4	0	10

5 年度別・発生源別公害苦情件数

公害苦情の発生源別、年度別件数の推移は次のとおりです。

（単位：件）

種類 \ 年度 \ 発生源			製造事業所					建築土木工事	牧畜畜産農業	家庭生活	商店飲食店	農作業	その他	不明
			食料品	化学工業	金属製品・鉄鋼	機械・器具	その他							
大気汚染	令和3（2021）年度	1			1									
	令和4（2022）年度	1					1							
	令和5（2023）年度	0												
水質汚濁	令和3（2021）年度	3	1		1									1
	令和4（2022）年度	0												
	令和5（2023）年度	1												1
騒音	令和3（2021）年度	4			2		1	1						
	令和4（2022）年度	6					1	3			1	1	1	
	令和5（2023）年度	4				1		1					2	
振動	令和3（2021）年度	1					1							
	令和4（2022）年度	0												
	令和5（2023）年度	1											1	
悪臭	令和3（2021）年度	7		1		1				2	1	2		
	令和4（2022）年度	2										1		1
	令和5（2023）年度	1						1						
その他	令和3（2021）年度	0												
	令和4（2022）年度	1											1	
	令和5（2023）年度	3											3	

6 用途地域別公害苦情発生状況

令和5（2023）年度における公害苦情の用途地域別発生状況は、次のとおりです。

（単位：件）

用途 種類	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	市街化調整区域	合計
大気汚染														0
水質汚濁											1			1
振動													1	1
騒音						1	1						2	4
悪臭													1	1
その他	1				1								1	2
合計	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	5	10

IV 大氣污染

Ⅵ 大気汚染

1 大気汚染の概要

大気汚染とは、大気中に様々な汚染物質があり、そのままでは人の健康や生活環境に悪影響が生じてくるとみられるような状態を言います。

その原因物質としては、工場、事業場等の固定発生源から発生するばい煙や、粉じんとして排出される窒素酸化物、硫黄酸化物、自動車や航空機等の移動発生源から排出される窒素酸化物、炭化水素等があり、これらは太陽の紫外線によって二次的汚染物質としての光化学オキシダントを生成します。これらの物質は、大気汚染防止法等により排出基準や環境基準が定められています。さらに近年では硫黄酸化物による酸性雨、二酸化炭素等による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層の破壊といった地球規模の環境問題が顕在化しており、その対策について日本はもとより世界各国で各種の取り組みがなされています。

本市におきましても降下ばいじん測定調査、自動車排気ガス測定調査を実施し汚染状況の監視や現状把握を行うことで、大気汚染防止に努めています。

また、低公害車、低燃費車の普及に向け、平成7（1995）年度から低公害車を公用車へ計画的に導入し、活用しています。さらに低公害車を購入した市民や市内事業所に対し補助金を交付し、大気汚染の削減に取り組んでいます。

2 大気汚染調査結果

(1) 自動車排気ガス測定調査

大気汚染の中心的原因物質は、窒素酸化物、炭化水素等が考えられますが、その発生源としては、自動車等の移動発生源からの排出が大半を占めていると考えられます。

令和5（2023）年度は1地点で自動車排出ガス調査を行いました。

ア 調査地点：みよし土地改良区事務所（みよし市三好町上ヶ池地内）

イ 調査期間：令和5（2023）年10月18日から令和5（2023）年11月7日まで

浮遊粒子状物質

浮遊物質のうち、10ミクロン以下の粒子状物質のことをいい、ボイラーや自動車の排気ガスなどから発生し気道や肺に沈着して人体に悪影響を与えているといわれています。

項目 調査地点	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	環境基準との対比		1時間値の 最高値	環境基準 の適否
				日平均値が 0.1 mg/m ³ を 超えた日数	1時間値が 0.2 mg/m ³ を 超えた回数		
	(日)	(時間)	(mg/m ³)	(日)	(回)	(mg/m ³)	適：○ 否：×
みよし 土地改良区 事務所	21	504	0.015	0	0	0.063	○

環境基準：1時間値の1日平均値が、0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。（昭和48年環境庁告示25）

一酸化炭素

主な発生源は自動車排出ガスで、喫煙によっても体内に吸収されます。高濃度の汚染にさらされると、頭痛、めまいなどの中毒症状を起し死亡に至ることもあります。

項目 調査地点	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	環境基準との対比		1 時間値の 最高値	環境基準 の適否
				日 平均 値 が 10ppm を 超 えた日数	1 時間値の 8 時間平均値 が 20ppm を 超えた回数		
調査 地点	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(mg/m ³)	適：○ 否：×
みよし 土地改良区 事務所	21	504	0.1	0	0	0.4	○

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。(昭和 4 8 年環境庁告示 2 5)

二酸化窒素

ボイラーや自動車等の燃焼過程や硝酸などの化学物質の製造過程で発生します。急性呼吸器疾患率の増加など呼吸器系統への影響があります。

項目 調査地点	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	環境基準との対比		1 時間値の 最高値	環境基準 の適否
				日 平均 値 が 0.04ppm 以 上 0.06 ppm 以下の日数	日 平均 値 が 0.06 ppm を 越えた日数		
調査 地点	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(mg/m ³)	適：○ 否：×
みよし 土地改良区 事務所	21	504	0.011	0	0	0.041	○

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06ppm のゾーン内、またはそれ以下であること。(昭和 5 3 年環境庁告示 3 8)

二酸化硫黄

石炭や石油の燃焼時に発生し、火山ガスにも含まれます。せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こします。酸性雨の原因物質としても知られています。

項目 調査地点	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	環境基準との対比		1 時間値の 最高値	環境基準 の適否
				日 平均 値 が 0.04ppm を 超えた日数	1 時間値が 0.1ppm を超 えた回数		
調査 地点	(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(回)	(mg/m ³)	適：○ 否：×
みよし 土地改良区 事務所	21	504	0.001	0	0	0.007	○

環境基準：1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。(昭和 4 8 年環境庁告示 2 5)

光化学オキシダント

工場や自動車などから大気中に排出された窒素酸化物と炭化水素が紫外線を受けて変質した酸化性物質の中から二酸化窒素をのぞいたものです。光化学スモッグの原因となり、高濃度では喉や鼻の粘膜への影響が知られています。

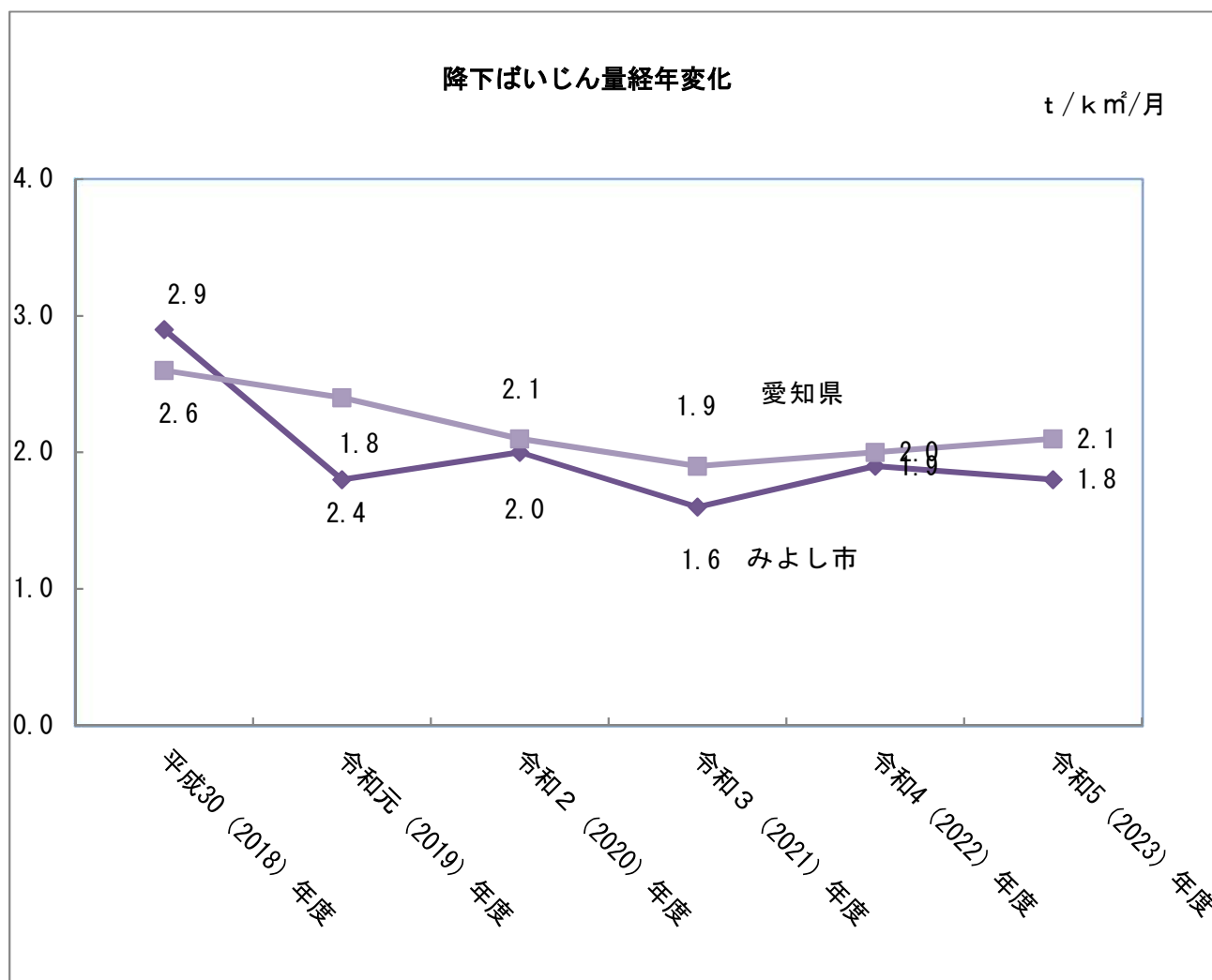
項目 調査地点	測定 日数	測定 時間	期間 平均値	環境基準との対比	1 時間値の 最高値	環境基準 の適否
				1 時間値が 0.06ppm を超えた回数		
	(日)	(時間)	(ppm)	(回)	(mg/m ³)	適：○ 否：×
みよし 土地改良区 事務所	21	504	0.033	25	0.086	○

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること。（昭和 48 年環境庁告示 25）

(2) デポジットゲージ法による降下ばいじん調査

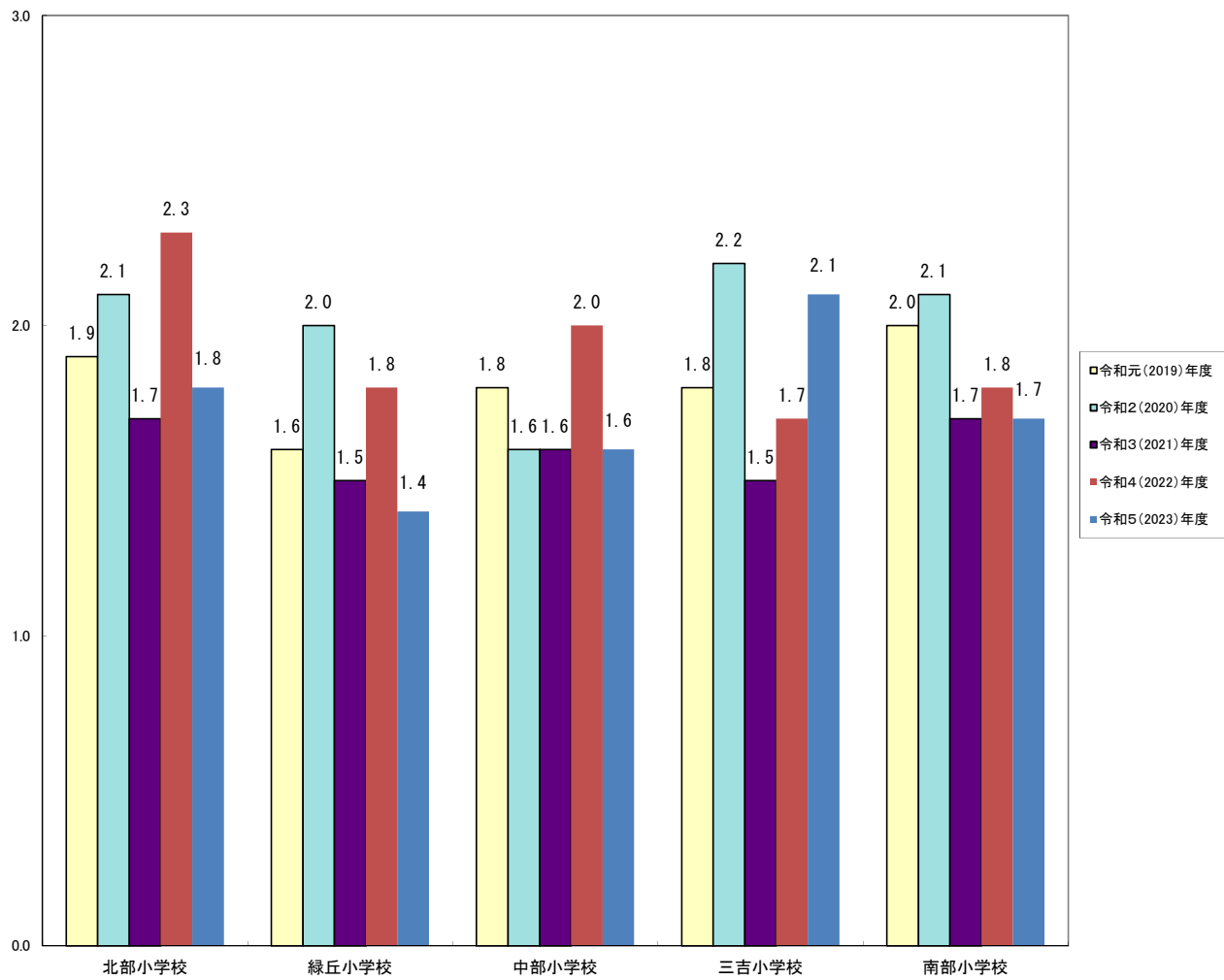
物の燃焼等によって生じた「すす」等が大気中で粒子状物質となったものを「ばいじん」、「粉じん」と呼びます。これらの粒子状物質のうち、その物質自体の重みや降水によって地上に落下したものを「降下ばいじん」と言います。

本市では 5 か所の調査地点で降下ばいじん量調査を行っています。測定値は条件（測定場所、気象等）の影響を受けるため特に基準は設定されていませんが、5 t / k m² / 月以下が望ましいとされています。



降下ばいじん量測定点別年度別経年変化

t / k m²/月



各測定地点の令和5（2023）年度の月別変化を表とグラフで次に示します。

〈降下ばいじん〉

単位：(t/k m²/月)

	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
4月	3.23	1.29	2.70	2.52	1.37
5月	2.47	3.11	2.01	2.93	1.47
6月	4.13	2.22	1.89	2.88	3.43
7月	1.93	1.45	2.85	4.74	3.08
8月	4.09	2.39	2.96	2.96	3.57
9月	0.68	0.42	1.11	0.77	0.85
10月	1.45	2.10	1.80	1.47	1.11
11月	0.77	1.67	0.67	2.49	1.24
12月	1.03	1.05	1.16	1.47	0.66
1月	1.07	0.82	1.11	1.15	1.07
2月	0.95	0.59	0.99	1.52	0.66
3月	1.97	1.76	1.52	1.69	1.40
平均	1.81	1.45	1.61	2.11	1.71

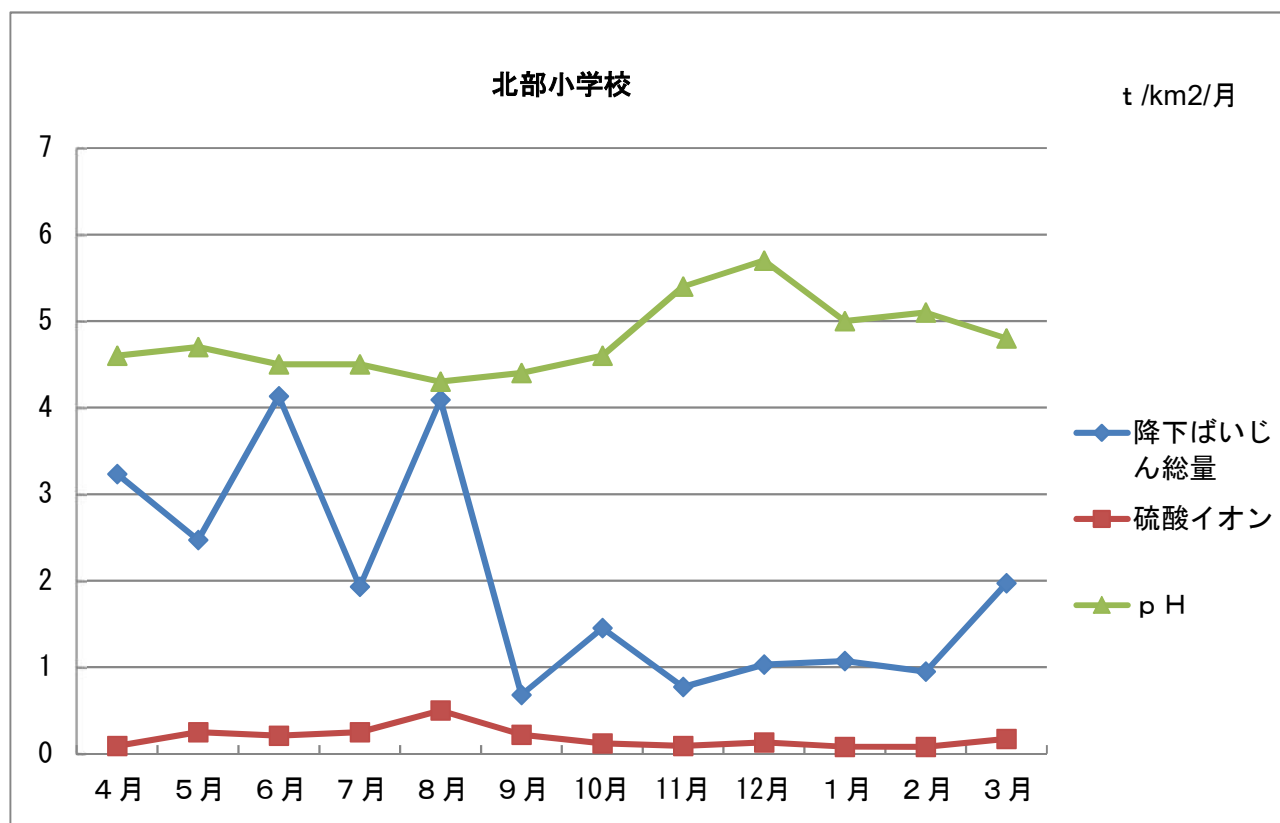
〈硫酸イオン〉

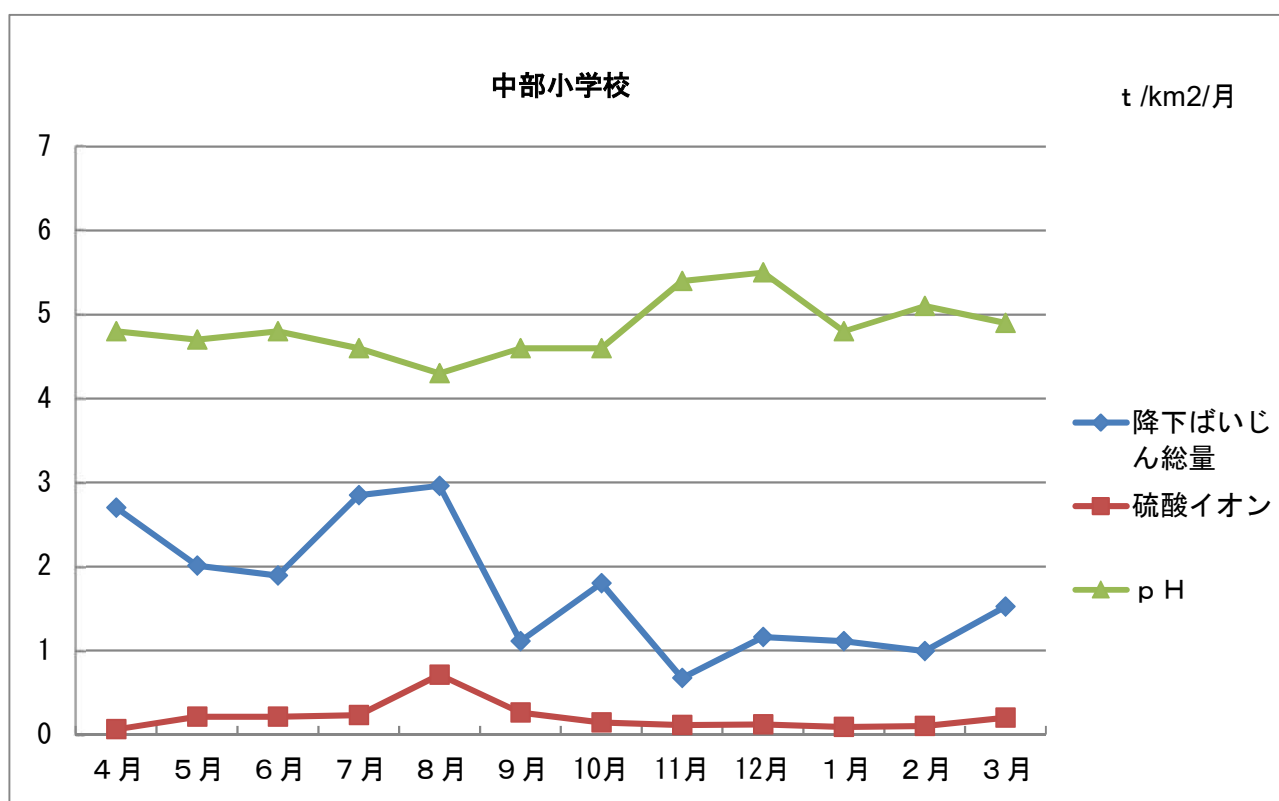
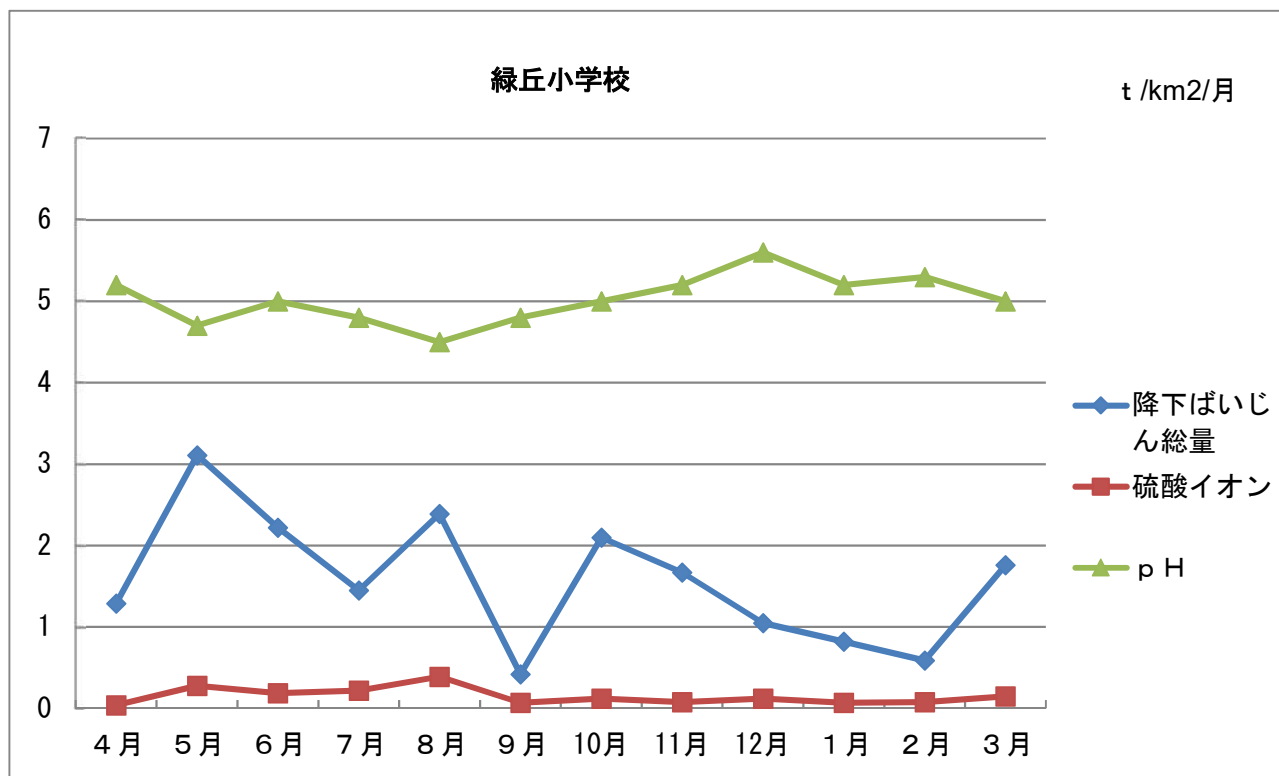
単位：(t/k m²/月)

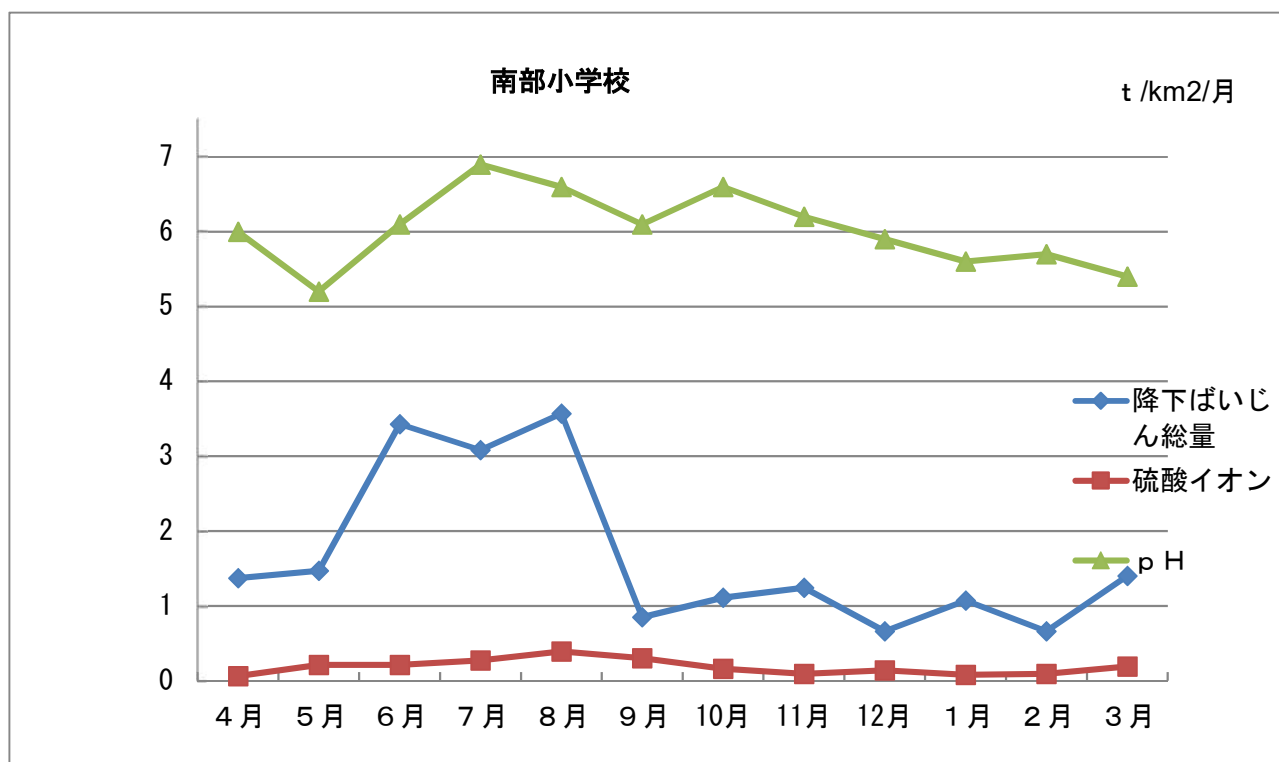
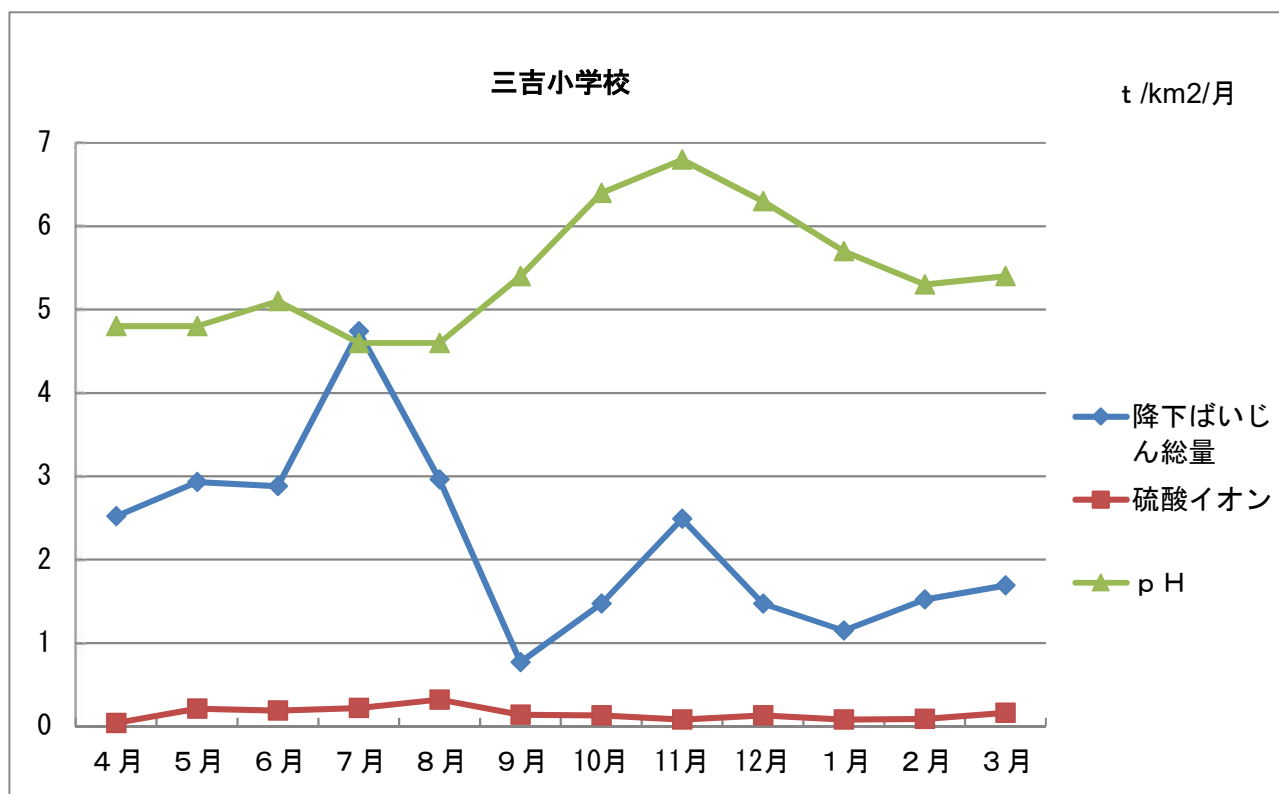
	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
4 月	0.09	0.04	0.06	0.04	0.06
5 月	0.25	0.28	0.21	0.21	0.21
6 月	0.21	0.19	0.21	0.19	0.21
7 月	0.25	0.22	0.23	0.22	0.27
8 月	0.50	0.39	0.71	0.32	0.39
9 月	0.22	0.07	0.26	0.14	0.30
10 月	0.12	0.12	0.14	0.13	0.16
11 月	0.09	0.08	0.11	0.08	0.09
12 月	0.13	0.12	0.12	0.13	0.14
1 月	0.08	0.07	0.09	0.08	0.08
2 月	0.08	0.08	0.10	0.09	0.09
3 月	0.17	0.15	0.20	0.16	0.19

〈pH〉

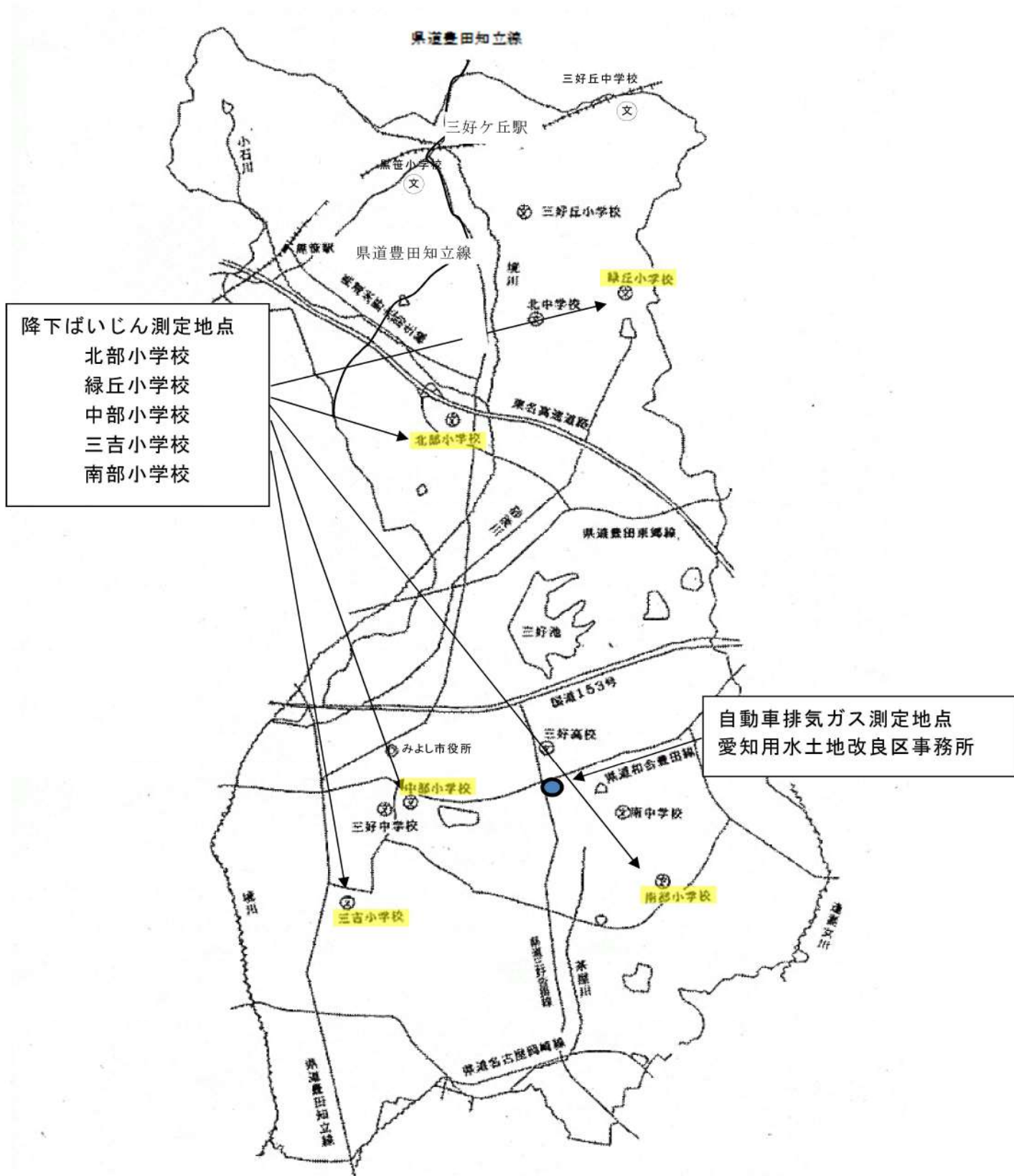
	北部小学校	緑丘小学校	中部小学校	三吉小学校	南部小学校
4 月	4.6	5.2	4.8	4.8	6.0
5 月	4.7	4.7	4.7	4.8	5.2
6 月	4.5	5.0	4.8	5.1	6.1
7 月	4.5	4.8	4.6	4.6	6.9
8 月	4.3	4.5	4.3	4.6	6.6
9 月	4.4	4.8	4.6	5.4	6.1
10 月	4.6	5.0	4.6	6.4	6.6
11 月	5.4	5.2	5.4	6.8	6.2
12 月	5.7	5.6	5.5	6.3	5.9
1 月	5.0	5.2	4.8	5.7	5.6
2 月	5.1	5.3	5.1	5.3	5.7
3 月	4.8	5.0	4.9	5.4	5.4







(3) 大気測定 の 地点 図



V 水質汚濁

V 水質汚濁

1 水質汚濁の概要

水質汚濁とは、主として工場、事業場、家庭から排出される水の中に含まれる有機物、重金属及びその他の物質が河川等に流入して人が生活するのに不都合な状態が生じることをいいます。

水の汚れは、かつて産業排水が主な原因となっていました。工場などに対する規制が強化され、排水処理対策の進んだ今日では、家庭から排出される生活排水が汚れの大きな原因となっています。

きれいな川や海を将来の子どもたちに残すためにも、私たちは周辺の河川や池、さらに排水路などにも目を向け、生活排水が汚濁の原因であることや水は無限の資源ではなく循環利用することが重要であることを十分に認識して、各家庭で身近にできることから少しずつでも水質汚濁防止に向けて努力していくことが必要です。

本市においては、河川等の水質を把握し、生活環境の保全を図るため、境川を始めとする主な河川やため池等の水質調査、河川底質調査、生息魚類調査及び水生生物調査を実施しています。

2 水質汚濁に係る環境基準（昭和46年12月28日環境庁告示第59号）

（1）人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

項目	評価基準	項目	評価基準	項目	評価基準
カドミウム	0.003mg/L 以下	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ジマジン	0.003mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下

(2) 生活環境の保全に関する環境基準（河川・生活環境項目）

項目 該当水域	類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
			水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物 質量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数
境川、小石川 茶屋川、砂後川	B	水道3級、 水産2級 及びC以下の欄	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
—	C	水産3級、 工業用水1級 及びD以下の欄	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
逢妻女川	D	工業用水2級、 農業用水 及びEの欄	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
—	E	工業用水3級 及び環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/L 以上	—

ア 水道 3級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの

イ 水産 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

ウ 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

2級：薬品注入等による高度な浄水操作を行うもの

3級：特殊の浄水操作を行うもの

エ 環境保全：国民の日常生活において不快感を生じない限度

3 河川の水質状況

(1) 河川水質調査結果（健康項目）

令和5（2023）年度の人の健康の保護に関する項目については、各調査地点とも環境基準に適合していました。調査結果は次のとおりです。

単位：mg/L

採水地点		境川		砂後川		逢妻女川	
		福田町大沢池内		三好町上砂後地内		打越町向野地内	
採水日		8月30日	2月12日	8月30日	2月12日	8月30日	2月12日
天候		曇り	晴れ	曇り	晴れ	曇り	晴れ
測定項目	全シアン	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず	検出されず
	総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
	カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
	鉛	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
	砒素	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満

(2) 河川水質調査結果（生活環境項目）

令和5（2023）年度は、4月28日、6月19日、8月30日、10月26日、12月14日及び2月12日に河川水質調査を実施しました。各測定点の調査結果と環境基準適合状況は、次のとおりです。

単位 pH：なし 大腸菌数：CFU/100mL その他：mg/L

ア 境川（源流付近）

項目	最大値	最小値	平均値	適合状況
pH	7.0	6.8	6.9	○
DO	14	6.7	9.7	○
BOD	1.6	0.5未満	1.0	○
SS	12	2	5	○
大腸菌数	82	10	31	○
全窒素	0.65	0.29	0.51	
全リン	0.190	0.014	0.089	
塩化物イオン	26	7.4	13.7	

イ 小石川（落合橋下流）

項目	最大値	最小値	平均値	適合状況
pH	7.6	6.8	7.3	○
DO	11	8.6	10	○
BOD	7.9	0.5未満	2.3	×
SS	42	1未満	15	×
大腸菌数	100	14	44	○
全窒素	1.6	0.55	0.81	
全リン	0.28	0.012	0.085	
塩化物イオン	15	7.2	9.5	

ウ 境川（打上橋下流）

項目	最大値	最小値	平均値	適合状況
pH	7.6	7.3	7.5	○
DO	11	9.1	10	○
BOD	2.2	0.5未満	1.3	○
SS	5	2	4	○
大腸菌数	150	30	67	○
全窒素	1.8	0.88	1.3	
全リン	0.28	0.069	0.12	
塩化物イオン	20	7.8	12	

エ 砂後川（平池地内）

項目	最大値	最小値	平均値	適合状況
pH	7.8	7.3	7.5	○
DO	11	7.6	9.2	○
BOD	2.0	0.7	1.4	○
SS	15	2	7	○
大腸菌数	680	75	278	○
全窒素	2.1	0.8	1.6	
全リン	0.33	0.110	0.19	
塩化物イオン	19	3.4	11	

オ 境川（西一色地内）

項目	最大値	最小値	平均値	適合状況
pH	7.8	7.5	7.6	○
DO	12	7.9	10	○
BOD	1.7	0.6	1.3	○
SS	27	3	8	×
大腸菌数	170	28	77	○
全窒素	2.1	1.2	1.7	
全リン	0.28	0.08	0.14	
塩化物イオン	35	4.5	18	

カ 境川（境川橋下流）

項目	最大値	最小値	平均値	適合状況
pH	8.0	7.5	7.7	○
DO	13	9.5	11	○
BOD	2.3	0.5未満	1.7	○
SS	31	3	9	×
大腸菌数	140	14	49	○
全窒素	2.1	1.0	1.6	
全リン	0.19	0.077	0.12	
塩化物イオン	39	4.6	19	

キ 逢妻女川（郡界橋下流）

項目	最大値	最小値	平均値	適合状況
pH	7.9	7.2	7.6	○
DO	11	8.3	10	○
BOD	3.1	0.5 未満	2.0	○
SS	38	2	10	○
大腸菌数	84	6	45	
全窒素	3.3	1.6	2.7	
全リン	0.37	0.11	0.18	
塩化物イオン	47	8.7	23	

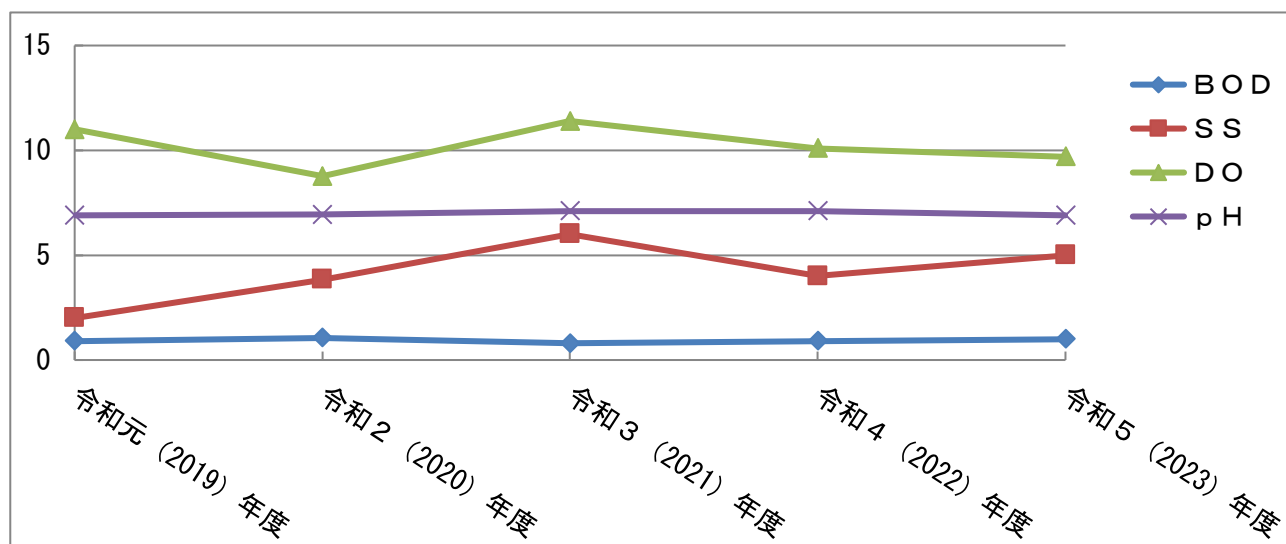
ク 茶屋川（明知地内）

項目	最大値	最小値	平均値	適合状況
pH	7.7	7.0	7.4	○
DO	12	7.5	10	○
BOD	3.6	0.7	1.6	×
SS	220	1	40	×
大腸菌数	150	32	65	○
全窒素	6.1	1.3	4.1	
全リン	0.97	0.064	0.31	
塩化物イオン	37	5.6	18	

(3) 各調査地点の水質の経年変化

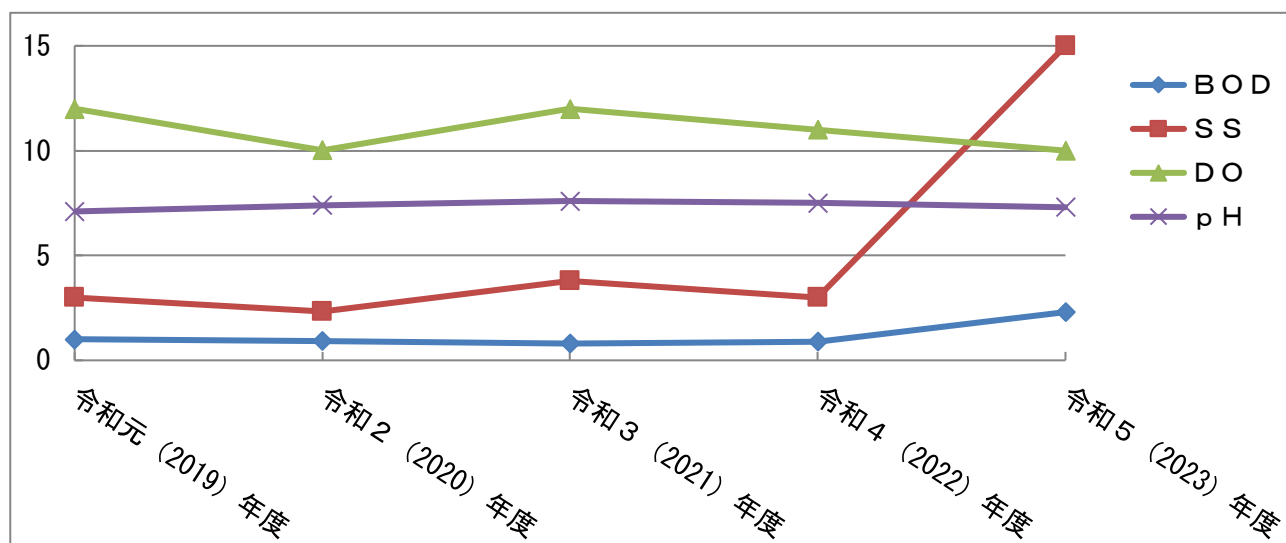
ア 境川（源流付近）

単位：mg/L



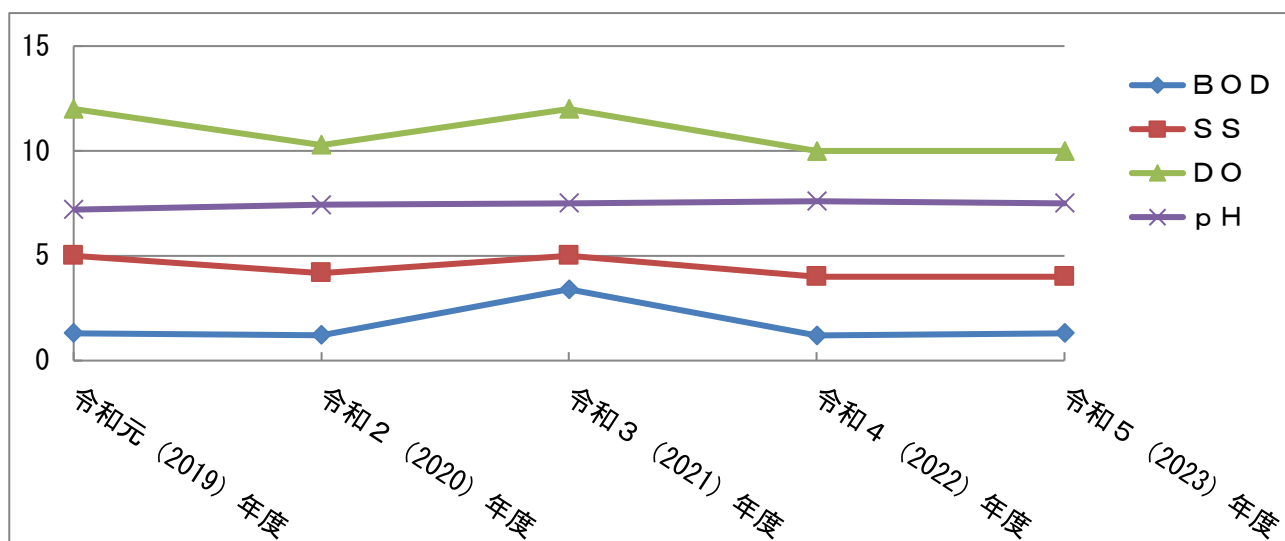
イ 小石川（落合橋下流）

単位：mg/L



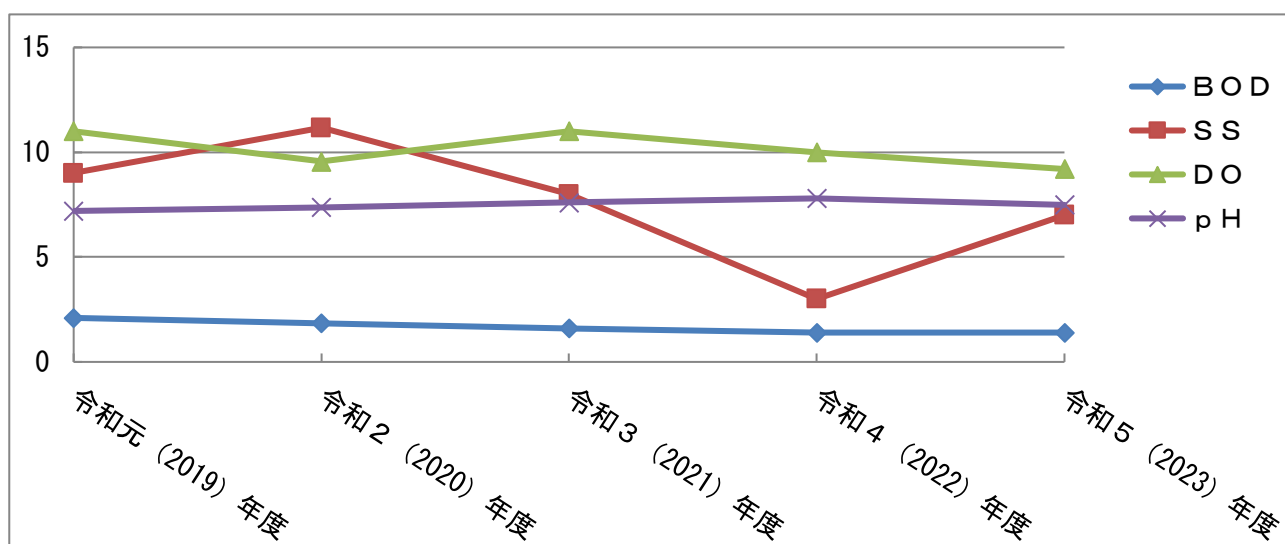
ウ 境川（打上橋下流）

単位：mg/L



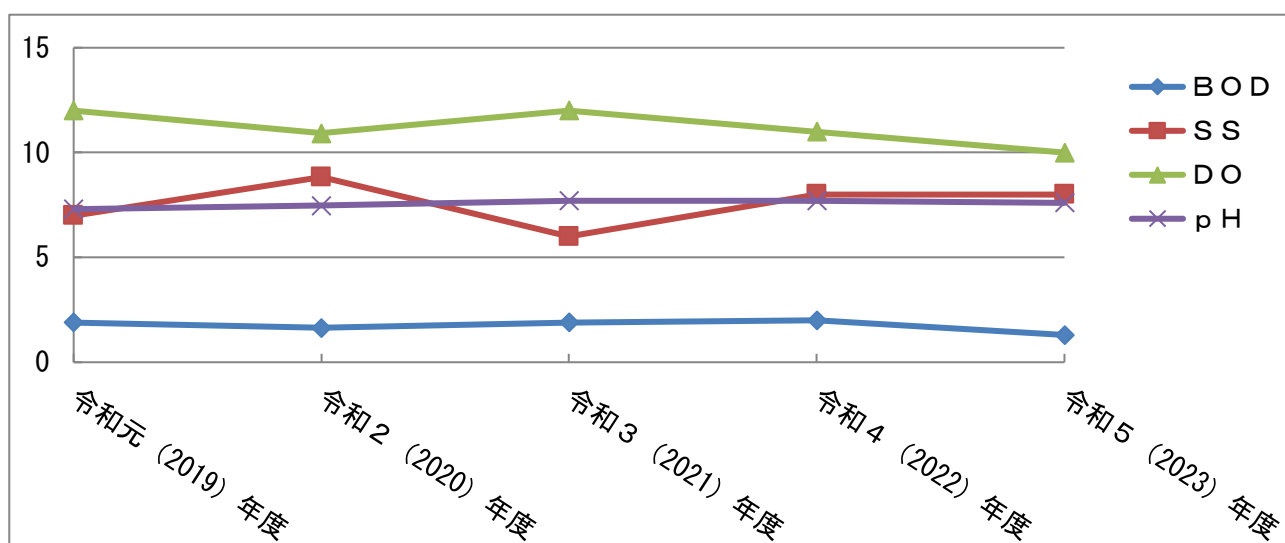
エ 砂後川（平池地内）

単位：mg/L



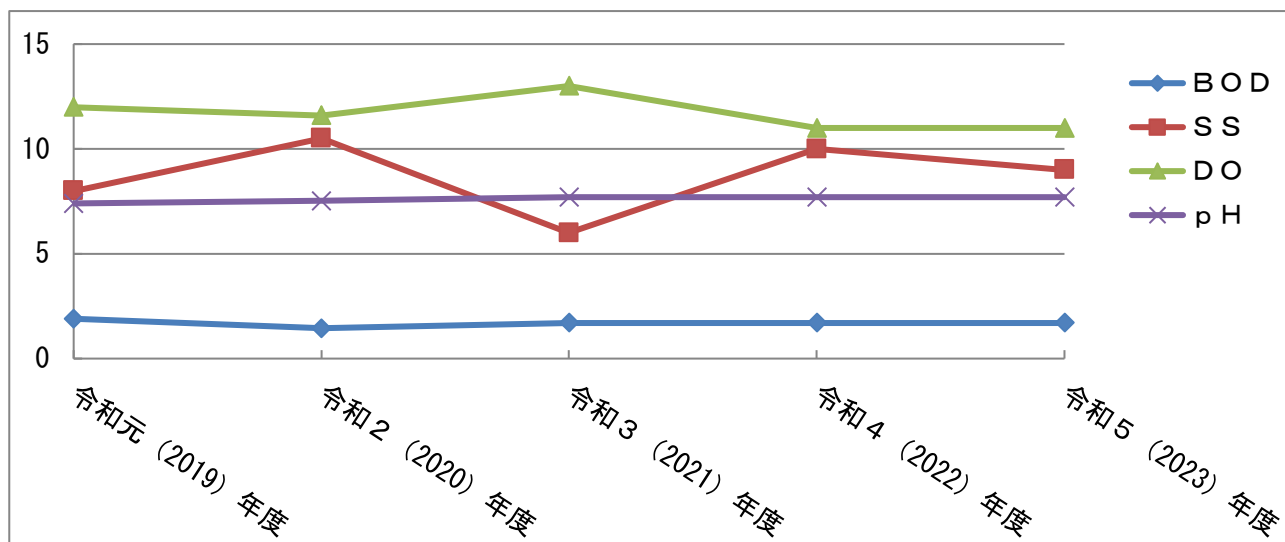
オ 境川（西一色地内）

単位：mg/L



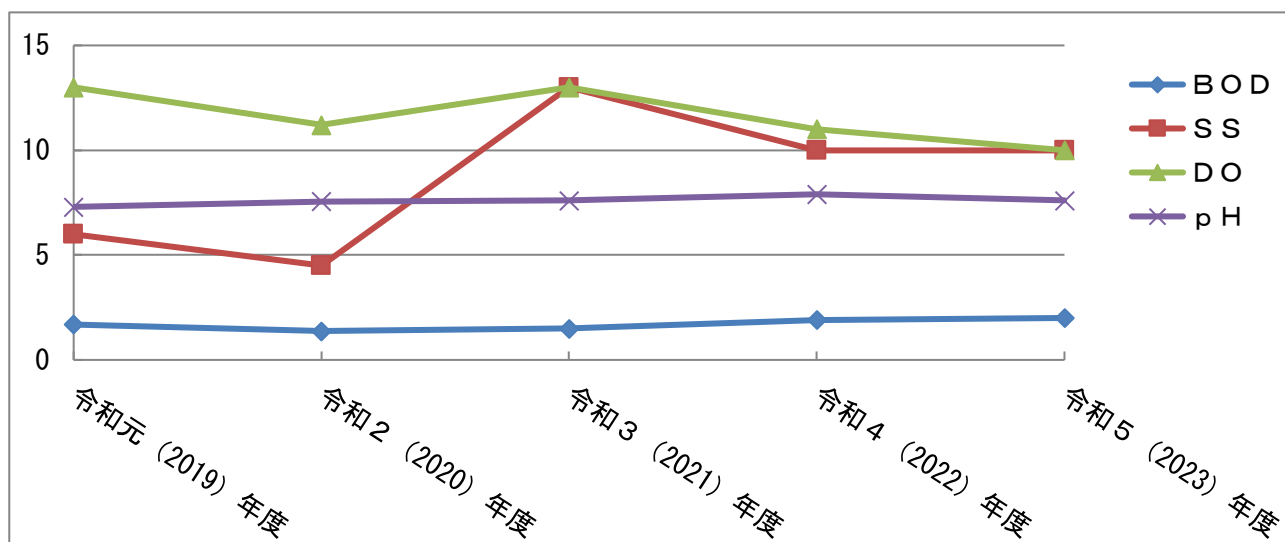
カ 境川（境川橋下流）

単位：mg/L



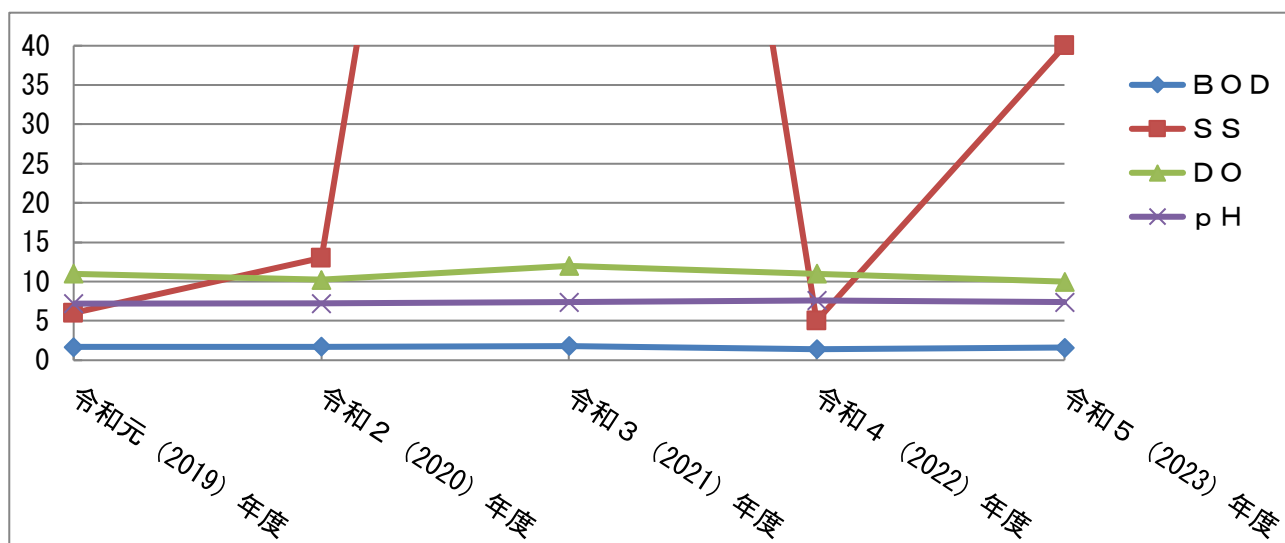
キ 逢妻女川（郡界橋下流）

単位：mg/L



ク 茶屋川（明知地内）

単位：mg/L



※令和3（2021）年度のSSは203mg/L

(4) 河川の底質調査

令和5（2023）年度における河川底質調査は、小石川、境川上流、境川中流、境川下流、砂後川、茶屋川、逢妻女川の各1地点合計7地点で実施しました。調査結果は次のとおりです。

ア 河川底質調査結果（調査日 令和5（2023）年9月11日、9月19日）

単位：mg/kg-乾

調査地点 調査項目	小石川	境川上流	境川中流	境川下流	砂後川	茶屋川	逢妻女川
総水銀	0.01 未満	0.01	0.01	0.01 未満	0.02	0.03	0.01 未満
カドミウム	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.05 未満	0.12	0.05 未満
鉛	3.0	1.7	3.4	3.1	6.7	3.7	2.8
六価クロム	1	2	1 未満	1	1	1 未満	1 未満
砒素	1.4	1.3	2.4	0.6	2.8	1.0	0.8
全シアン	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満

イ 河川底質調査結果のまとめ

令和5（2023）年度の調査結果では、総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、全シアンについて、低いレベルで安定していました。

また、河川の底土に含有する有害物質検出量は土壌汚染が懸念されるような結果ではありませんでした。

(5) 水生生物調査

水生生物調査は、河川に住む「肉眼で見ることのできる大きさ」の様々な生物（指標生物）を調べ、その結果から河川の水質（汚れの程度）を知ろうとするものです。

令和5（2023）年度は春季調査では7網15目52種、秋季調査では7網16目41種で全7網16目52種が確認されました。

河川の調査地点ではマルスダレガイ目、カゲロウ目、エビ目、トビケラ目、ハエ目などが優占しており、ため池の調査地点ではイトミミズ目、エビ目、ハエ目が多く見られました。

重要種は令和4（2022）年度と同じくコオイムシの1種が確認されました。

外来種はアメリカツノウズムシ、ハブタエモノアラガイ、サカマキガイ、フロリダマミズヨコエビ、アメリカザリガニが確認されました。

令和2（2020）年度から確認種の組成は大きく変化しておらず、生態系に大きな変化はないと考えられますが、みよし市内の河川及びため池は小規模で環境変化を受けやすいといわれています。そのため、外来種の動向や水質変化などの周辺状況への注意が必要です。

4 ため池の水質状況

(1) ため池水質調査結果

令和5（2023）年度は夏季（令和5（2023）年9月28日）、冬季（令和6（2024）年3月2日）に各ため池の調査を行いました。調査結果は次のとおりです。なお、みよし市のため池は環境基準で示す湖沼に該当しないため、調査結果のみ表記しています。

単位 pH : なし 大腸菌数 : CFU/100mL その他 : mg/L

ア 大坂池

項目	平均値	夏季	冬季
pH	7.0	7.2	6.8
DO	9.35	9.2	9.5
BOD	2.65	3.0	2.3
COD	7.35	6.3	8.4
SS	4.5	6	3
大腸菌数	31.5	1	62
全窒素	0.605	0.43	0.78
全リン	0.040	0.039	0.041
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	4.65	3.7	5.6

イ 四ツ池

項目	平均値	夏季	冬季
pH	7.75	8.7	6.8
DO	11.35	13	9.7
BOD	1.6	1.6	1.6
COD	3.2	3.4	3.0
SS	4.5	3	6
大腸菌数	1.5	2	1
全窒素	0.305	0.20	0.41
全リン	0.0115	0.012	0.011
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01	0.01	0.01
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	4.35	3.6	5.1

ウ 新池

項目	平均値	夏季	冬季
pH	7.05	7.1	7.0
DO	8.6	6.2	11
BOD	4.4	4.0	4.8
COD	8.4	6.8	10
SS	21	8	34
大腸菌数	7	13	1
全窒素	0.71	0.50	0.92
全リン	0.066	0.082	0.05
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01	0.01	0.01
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	8.05	4.1	12.0

エ 百々池

項目	平均値	夏季	冬季
pH	7.35	7.7	7.0
DO	11.5	11	12
BOD	2	1.5	2.5
COD	4.9	4.3	5.5
SS	10.5	5	16
大腸菌数	4	4	4
全窒素	0.265	0.26	0.27
全リン	0.0545	0.039	0.07
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01
亜鉛	0.035	0.03	0.04
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	3.7	2.9	4.5

オ 多羅釜池

項目	平均値	夏季	冬季
p H	7.15	7.3	7.0
D O	10.3	13	7.6
B O D	1.85	1.7	1.9
C O D	4.85	4.9	4.8
S S	2	2	2
大腸菌数	4.5	9	1 未満
全窒素	0.68	0.54	0.82
全リン	0.0745	0.039	0.110
銅	0.02	0.01 未満	0.03
亜鉛	0.045	0.01	0.08
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	4.2	3.0	5.4

カ 保田ヶ池

項目	平均値	夏季	冬季
p H	7.3	7.6	7.0
D O	12.5	13	12
B O D	0.8	0.8	0.8
C O D	2.5	2.1	2.9
S S	4	4	4
大腸菌数	7	7	7
全窒素	0.215	0.17	0.26
全リン	0.0125	0.016	0.009
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01	0.01	0.01 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	3.8	3.0	4.6

キ ニ池

項目	平均値	夏季	冬季
p H	7.25	7.5	7.0
D O	12.5	12	13
B O D	2.85	3.1	2.6
C O D	5.15	3.9	6.4
S S	14.5	11	18
大腸菌数	1 未満	1 未満	1 未満
全窒素	0.45	0.38	0.52
全リン	0.024	0.047	0.01
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	5.3	3.2	7.4

ク 清水池

項目	平均値	夏季	冬季
p H	7.05	7.0	7.1
D O	8.5	5	12
B O D	1.55	1.9	1.2
C O D	3.95	2.8	5.1
S S	2	3	1 未満
大腸菌数	5.5	2	9
全窒素	2.275	0.25	4.3
全リン	0.015	0.018	0.012
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	4.75	3.4	6.1

ケ 細口池

項目	平均値	夏季	冬季
p H	7.75	7.8	7.7
D O	13.5	14	13
B O D	6.45	5.4	7.5
C O D	14.5	11	18
S S	24.5	22	27
大腸菌数	1 未満	1 未満	1
全窒素	1.95	1.3	2.6
全リン	0.0645	0.096	0.033
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01
亜鉛	0.015	0.01	0.02
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	3.8	3.2	4.4

コ 松葉池

項目	平均値	夏季	冬季
p H	7.5	7.7	7.3
D O	13.5	14	13
B O D	1.8	2.0	1.6
C O D	3.8	3.3	4.3
S S	11	7	15
大腸菌数	1.5	1	2
全窒素	0.265	0.25	0.27
全リン	0.0195	0.028	0.011
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.04	0.01	0.07
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	5.15	3.0	7.3

サ 大池

項目	平均値	夏季	冬季
p H	7.5	7.8	7.2
D O	13	14	12
B O D	8.25	12	4.5
C O D	15	17	11
S S	48	46	50
大腸菌数	2	1 未満	4
全窒素	2.25	1.9	2.6
全リン	0.16	0.28	0.04
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.035	0.01	0.06
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	9.75	8.5	11

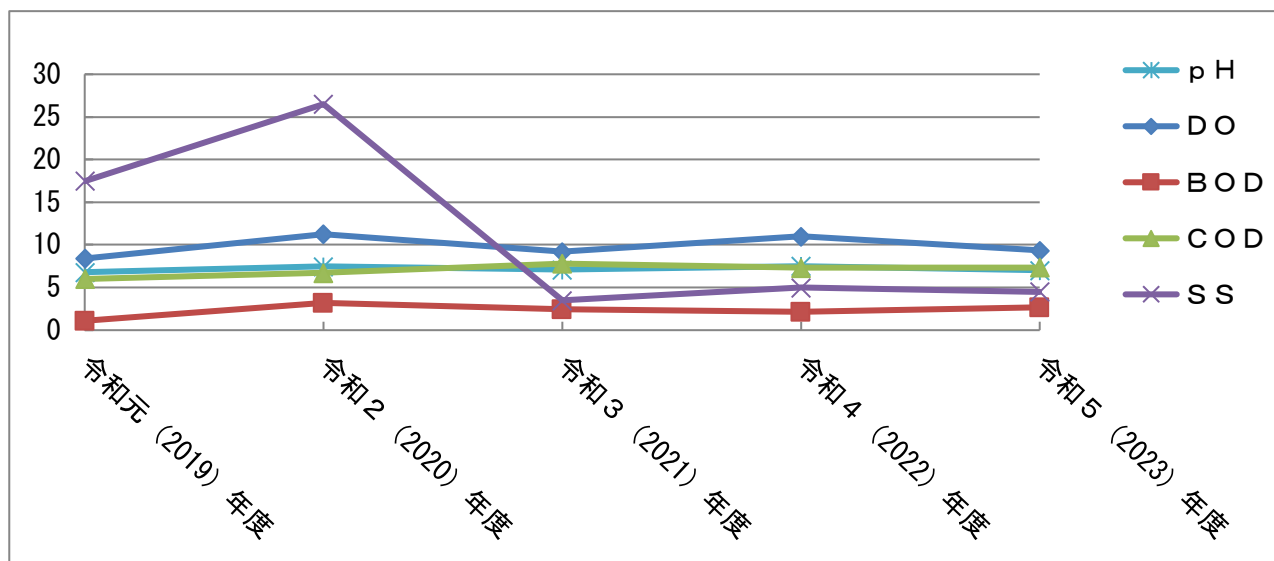
シ 三好池

項目	平均値	夏季	冬季
p H	7.3	7.4	7.2
D O	11.45	9.9	13
B O D	1.45	1.6	1.3
C O D	3.9	3.6	4.2
S S	5.5	8	3
大腸菌数	24	2	46
全窒素	0.265	0.24	0.29
全リン	0.028	0.047	0.009
銅	0.01 未満	0.01 未満	0.01 未満
亜鉛	0.02	0.02	0.02
カドミウム	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
総水銀	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
塩化物イオン	4.25	2.7	5.8

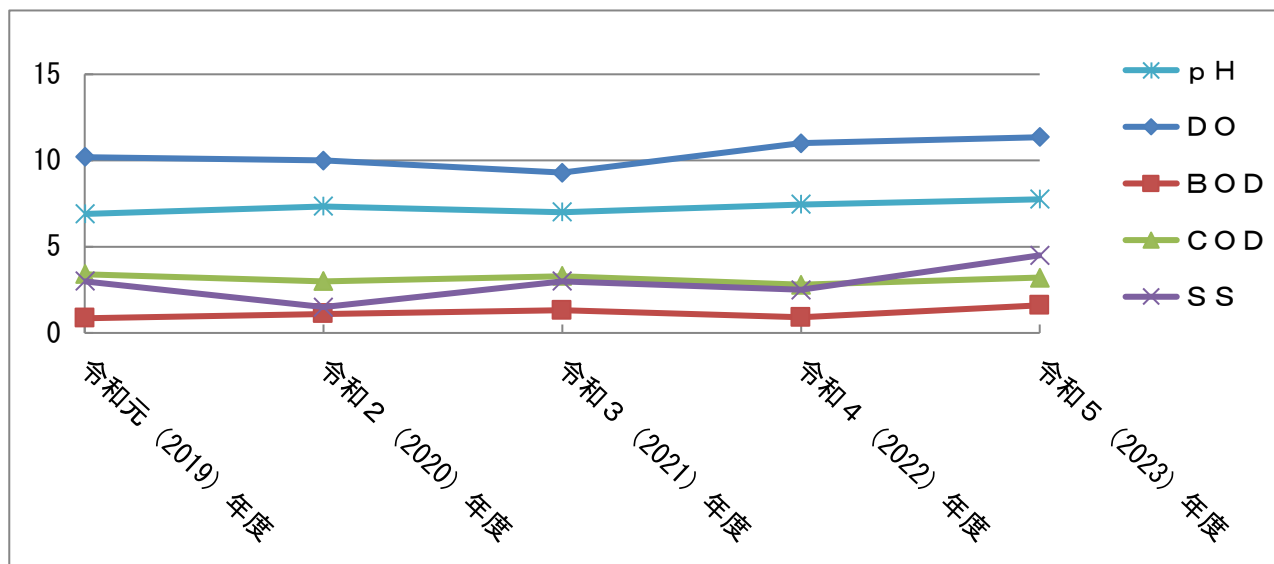
(2) 各調査地点の水質の経年変化

ア 大坂池

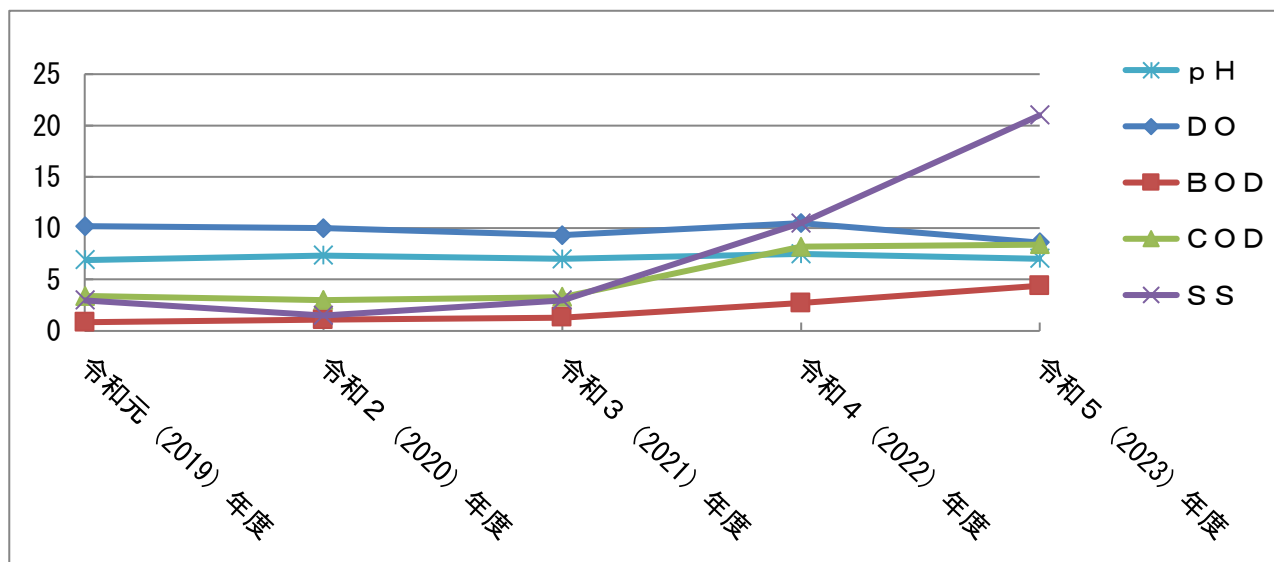
単位 pH：なし その他：mg/L



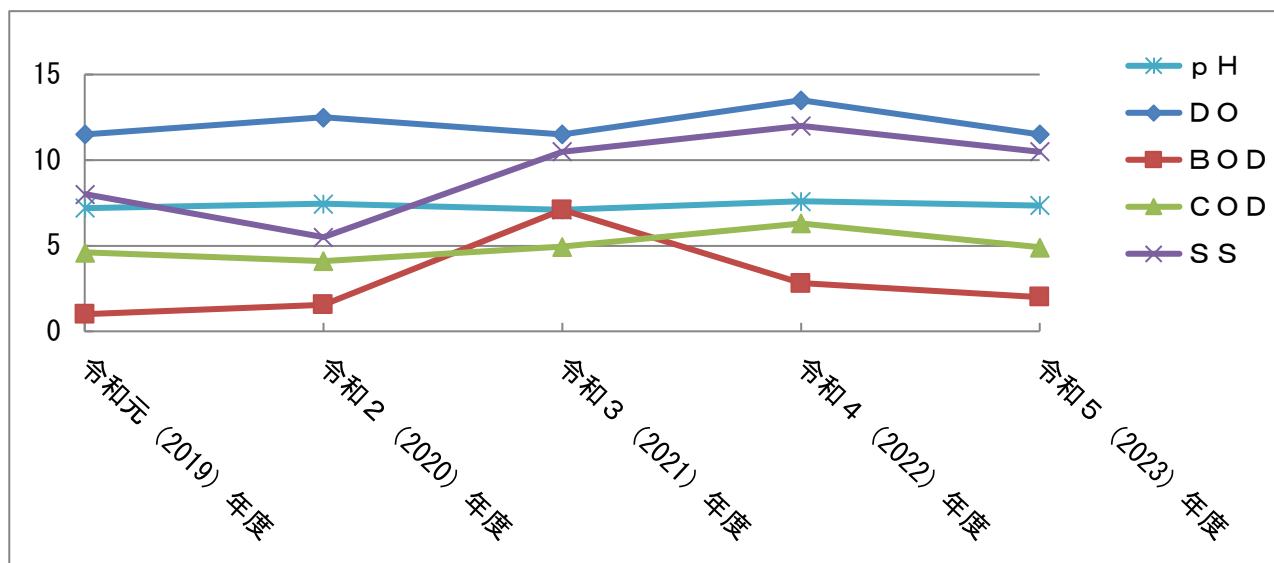
イ 四ツ池



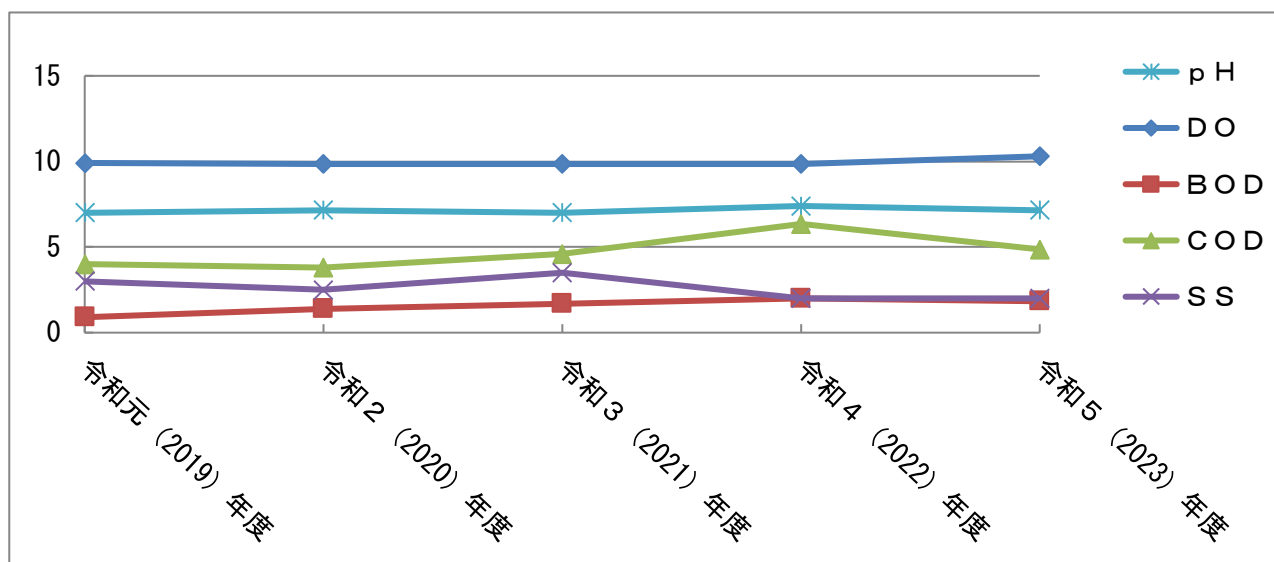
ウ 新池



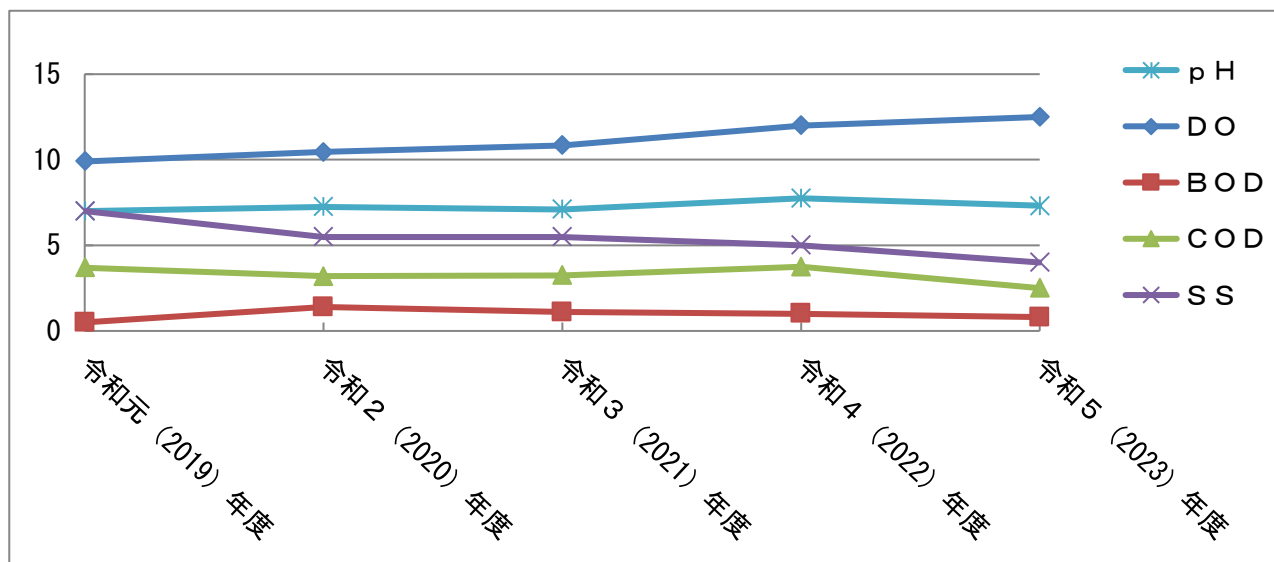
エ 百々池



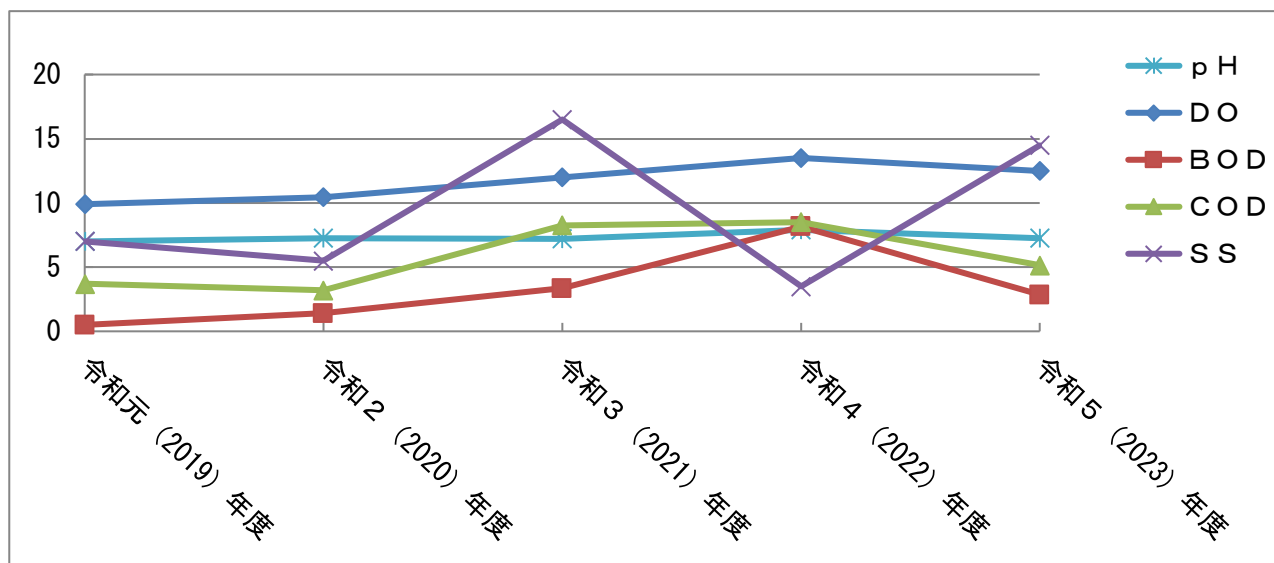
オ 多羅釜池



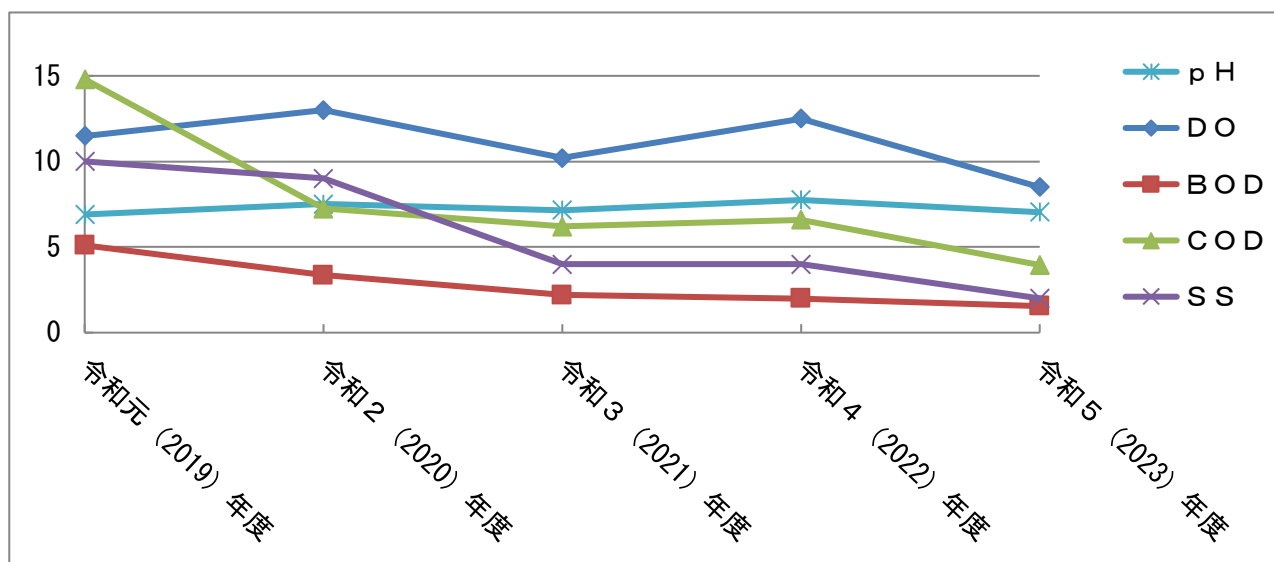
カ 保田ヶ池



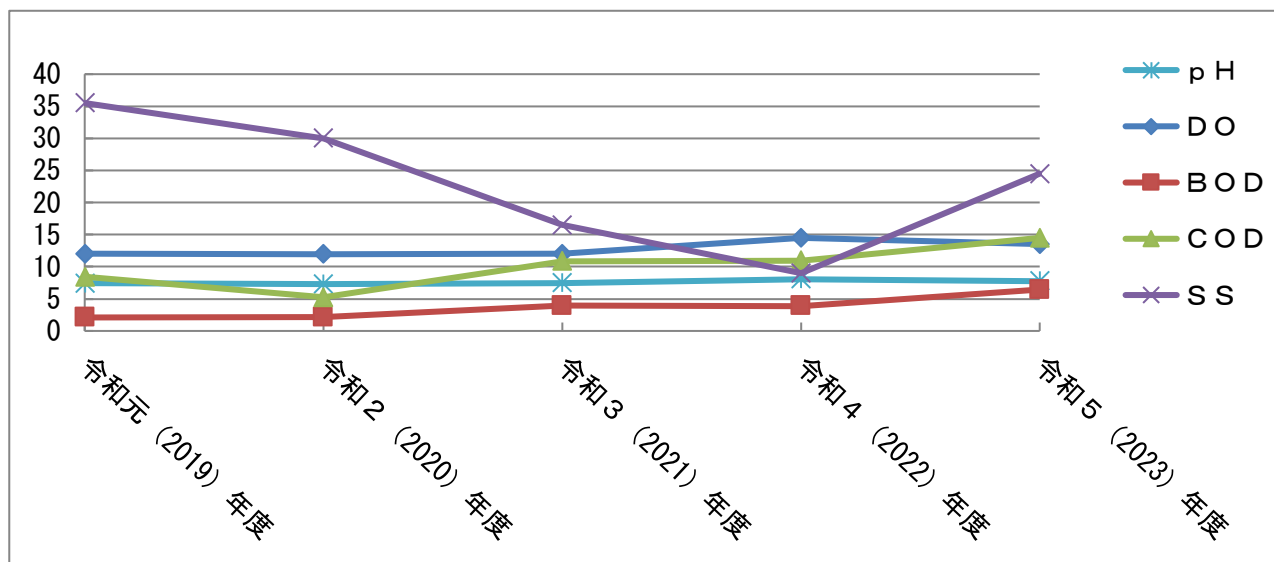
キ 二池



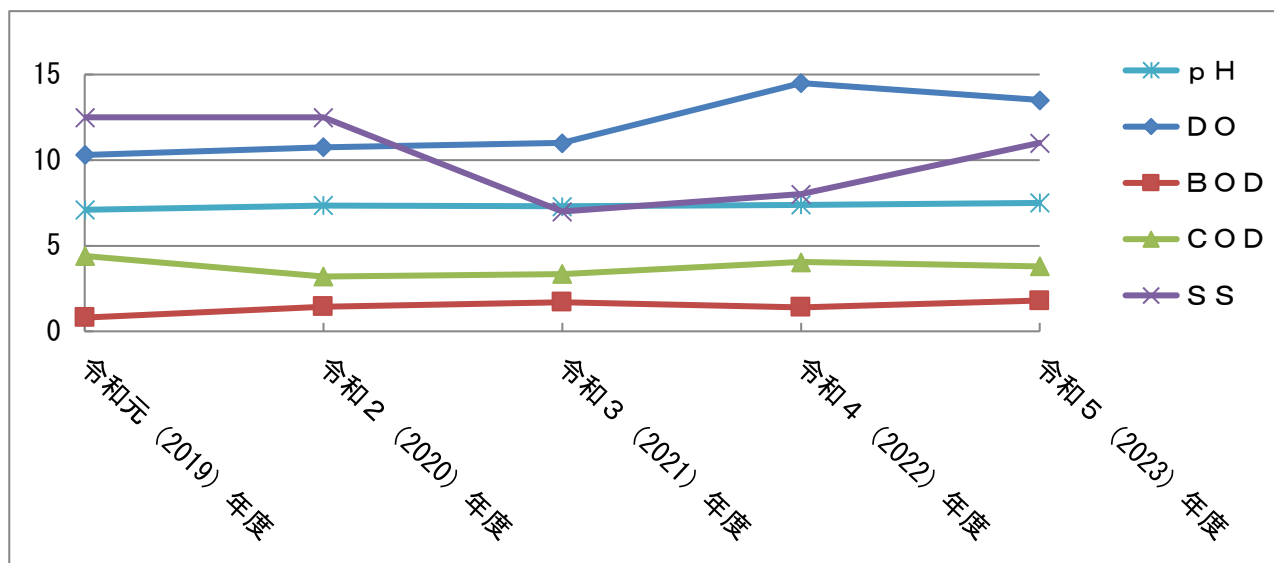
ク 清水池



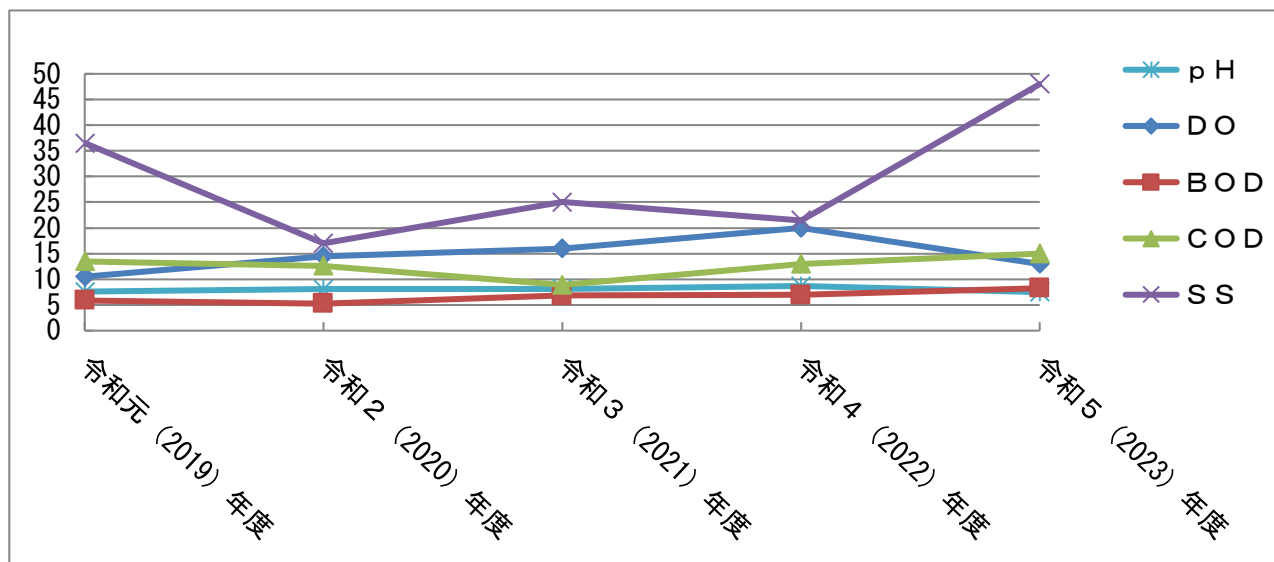
ケ 細口池



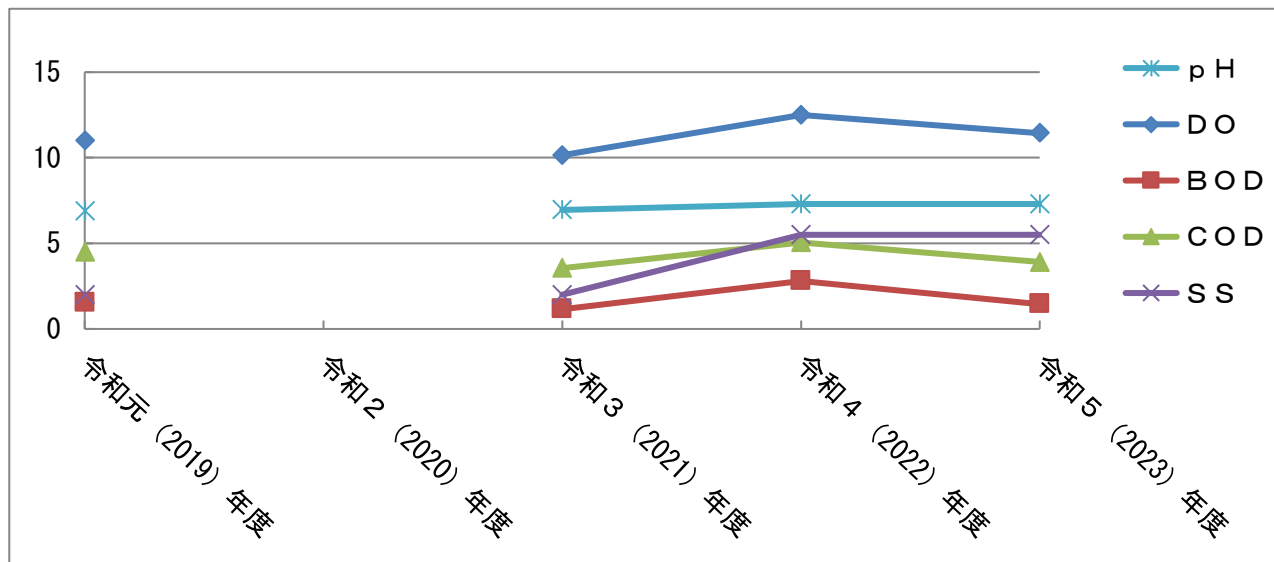
コ 松葉池



サ 大池



シ 三好池



※令和2 (2020) 年度は工事のため調査していない

5 生活排水対策

みよし市は平成5（1993）年1月に水質汚濁防止法に基づき、愛知県から生活排水対策重点地域として大府市、豊明市、東郷町とともに指定され、平成6（1994）年度に「生活排水対策推進計画」を策定しました。

本計画では、公共下水道の整備に関すること、各家庭における生活排水処理施設への接続の推進に関すること、「きよらかな水の流れるかわ」を目指した環境整備に関することなどについて定め、生活排水対策に計画的、総合的に取り組んでいます。

生活排水対策は、市民一人一人の協力によるところが大きいため、「みよし市環境基本計画」に基づき、市民、地域、事業者、市が各々の役割に従い実践できるよう、今後とも皆さまのご協力を得ながら環境保全施策を進めていきたいと考えています。

VI 騒音・振動

VI 騒音・振動

1 騒音・振動の概要

騒音・振動は、各種の公害の中で比較的日常生活に密接な関係を持っており、その発生源も工場及び事業所等の機械、建設作業並びに交通等があげられ、多種多様です。

騒音。振動が人に与える影響は、性質（大きさ等）、作業内容、生活環境、個人的状態（性格等）、身心の状態などに大きく左右されます。私たち一人一人のモラルやマナーが非常に大切であり、地域の人と協力してお互いに迷惑をかけないようにすることが望ましいです。

本市においては、快適環境の保全をめざして環境騒音測定調査、道路交通騒音測定調査を実施し騒音の監視及び現状の把握を行っています。

環境騒音については市内１０か所において測定を行っています。道路交通騒音については騒音規制法に基づき、幹線交通を担う道路に面する地域において、自動車騒音の常時監視を行っています。

2 環境騒音測定調査

環境騒音とは、住民の生活の周囲で発生する種々の騒音の集合体として捉えたものであり、この調査は騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい環境基準に基づく騒音測定調査です

(1) 環境騒音測定の結果

令和5（2023）年度の環境騒音測定結果は次のとおりです。

単位：d B

測定地点	類型	測定日	環境基準		測定結果		適否
			時間帯	LAeq	時間帯	LAeq	
みどり保育園 三好丘桜四丁目11番地1 第1種低層住居専用地域	A	2月8日 ～ 2月9日	昼間	55	昼間	53	○
			夜間	45	夜間	41	○
三好丘小学校 三好丘七丁目1番地 第1種中高層住居専用地域	A	2月7日 ～ 2月8日	昼間	55	昼間	49	○
			夜間	45	夜間	43	○
黒笹公園※ 黒笹いずみ三丁目 第1種中高層住居専用地域	A	2月26日 ～ 2月27日	昼間	60	昼間	57	○
			夜間	55	夜間	47	○
三吉小学校 三好町半野木1番地27 第1種住居地域	B	2月20日 ～ 2月21日	昼間	55	昼間	47	○
			夜間	45	夜間	39	○
勤労文化会館「カネヨシプレイス （旧文化センターサンアート）」※ 三好町大慈山1番地1 第2種住居地域	B	2月14日 ～ 2月15日	昼間	65	昼間	55	○
			夜間	60	夜間	51	○
みよし市役所 三好町小坂50番地 近隣商業地域	C	2月13日 ～ 2月14日	昼間	60	昼間	50	○
			夜間	50	夜間	47	○
森曾公園 三好町井ノ口 工業地域	C	2月19日 ～ 2月20日	昼間	60	昼間	55	○
			夜間	50	夜間	49	○
みよし消防署 福谷町才戸50番地 市街化調整区域	B	2月27日 ～ 2月28日	昼間	55	昼間	52	○
			夜間	45	夜間	38	○
教育センター「学びの森」 三好町仲ヶ山43番地11 市街化調整区域	B	2月15日 ～ 2月16日	昼間	55	昼間	47	○
			夜間	45	夜間	41	○
南部小学校 明知町上細口27番地 市街化調整区域	B	2月28日 ～ 2月29日	昼間	55	昼間	44	○
			夜間	45	夜間	38	○

「※」は2車線以上の車線を有する道路に面する地域

時間帯 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで

3 道路交通騒音測定調査

騒音規制法第18条の規定に基づき、幹線交通を担う道路（高速自動車道、一般国道及び県道）に面する地域において、自動車騒音の常時監視を行い、環境基準への達成状況等を評価します。

(1) 監視地域

対象となる地域は、幹線交通を担う道路に面する地域で、道路端から50m内に住居等が存在する地域です。

(2) 自動車騒音常時監視結果

令和5（2023）年度の監視結果は次のとおりです。

評価対象道路			東名高速道路		豊田知立線
評価区間の始点			打越町		三好町
評価区間の終点			福谷町		福田町
評価区間の延長		K m	2.9		1.3
測定地点			打越町新池浦		福田町屋敷浦
測定期間			12月13日（水）から12月14日（木）まで		
測定結果 (LAeq)	d B	昼間	56		69
		夜間	54		67
評価 区間 全体	評価対象住居等個数	a=b+c+d+e	戸	127	68
	昼間・夜間基準値以下	b	戸（％）	121(95.3)	62(91.2)
	昼間のみ基準値以下	c	戸（％）	6(4.7)	6(8.8)
	夜間のみ基準値以下	d	戸（％）	0(0.0)	0(0.0)
	昼間・夜間基準値超過	e	戸（％）	0(0.0)	0(0.0)

時間帯 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで

(3) 環境基準

ア 「道路に面する地域以外の地域」の環境基準

平成24年3月30日みよし市告示第11号

地域の類型 \ 時間の区分		基準値	
		昼間	夜間
A	1 低専 2 低専	dB以下 55	dB以下 45
	1 中高 2 中高		
B	1 住居 2 住居 準住居 市調		
C	近商 商業 準工 工業	60	50

時間の区分 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで

イ 「道路に面する地域」の環境基準

平成10年9月30日環境庁告示第64号

時間の区分 地域の区分		基準値	
		昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域		d B 以下 6 0	d B 以下 5 5
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域		6 5	6 0
C地域のうち車線を有する道路に面する地域			
幹線交通を担う道路に近接する空間		7 0	6 5

時間の区分 昼間：6時から22時まで 夜間：22時から翌日6時まで

4 騒音の大きさのめやす

120dB	飛行機のエンジンの近く
110dB	自動車の警笛（前方 2 m） リベット打ち
100dB	電車が通るときのガードの下
90dB	騒々しい工場の中 犬の鳴き声（正面 5 m） カラオケ（店内客席の中央）
80dB	地下鉄の車内 ピアノ（正面 1 m）
70dB	ステレオ（正面 1 m、夜間） 騒々しい事務所の中 騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車 普通の会話
50dB	静かな事務所の中 クーラー（室外、始動時）
40dB	市内の深夜 図書館の中 静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜 ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音 置時計の秒針の音（前方 1 m）

5 振動の大きさのめやす

90dB	人体に生理的影響が生じ始める 産業職場で振動が気になる（8 時間振動にさらされた場合）
80dB	 深い睡眠にも影響がでる
70dB	 浅い睡眠に影響が出始める
60dB	 振動を感じ始める
50dB	ほとんど睡眠影響はない
40dB	常時微動

VII 悪臭

VII 悪臭

1 悪臭の概要

悪臭は、人の臭覚を通じて不快感をもたらすガス状物質であり、騒音・振動とともに感覚公害と言われています。悪臭公害は事業活動の拡大・多様化に伴う発生源の増大、住宅開発の進展により、畜産業等の悪臭発生源と住宅の接近、生活環境の質的向上に対する住民の欲求度の高まりによるものが多いと考えられます。

一般に悪臭となる物質は、低濃度であっても人の感覚で据えられ、しかも多成分であるため悪臭原因を完全に除去し、においを感知させなくすることは困難です。

悪臭防止法による規制物質は、現在 22 物質が指定され、指定地域別に規制値が定められています。なお、本市では複合臭や未規制物質などを原因とする悪臭が増加傾向にあるため、人の嗅覚を用いて算定する臭気指数規制を平成 18（2006）年度から実施しています。

悪臭物質のにおいと主な発生源

物質名	においの種類のめやす	主な発生源等
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場
アセトアルデヒド	刺激的な青臭くさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、たばこ製造工場
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
スチレン	都市ガスのようなにおい	塗装工程を有する事業場
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
プロピオン酸	刺激的なすっぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場

2 悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準

敷地境界線における規制基準は、悪臭防止法第3条で指定地域、第4条で市長が必要に応じて定めなければならないとしています。みよし市では、第1種地域及び第3種地域の区分がされています（令和6年3月26日みよし市告示第38号）。

単位：臭気指数

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
規制基準	12	15	18

規制地域の目安

- (1) 第1種地域とは、住居が集中している等悪臭に対し順応性のない地域をいいます。
- (2) 第2種地域とは、第1種地域と第3種地域の間程度度の地域をいいます。
- (3) 第3種地域とは、主として工業の用に供される地域、その他悪臭に対し順応性の見られる地域をいいます。

3 悪臭物質の排出を規制する地域

みよし市では、悪臭防止法に基づき、悪臭物質の排出を規制する地域を次のとおり指定しています。



VIII 廃棄物対策事業

VIII 廃棄物対策事業

1 ごみ処理事業

一般廃棄物の処理については適正かつ衛生的な処理をするよう努め、資源ごみの回収や生ごみの堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入に対する補助金制度を設けるなど様々な形でごみの減量化に取り組んでいます。

(1) 処理施設

ア 尾三衛生組合「東郷美化センター」(主に焼却処理)

所在地：東郷町大字諸輪字百々51-23

電話：0561-38-2226

(尾三衛生組合はみよし市、日進市及び東郷町の三市町で構成)



イ みよし市不燃物埋立処分場(最終処分)

所在地：みよし市福谷町大坂1

対象品目：コンクリートがら

ウ グリーン・クリーンふじの丘(最終処分)

所在地：豊田市藤岡飯野町大川ヶ原1161-89

電話：0565-75-2101



(2) 計画収集

本市のごみの収集は、各地区で曜日を定め計画的に収集する計画収集を行っています。燃やすごみは週2回、プラスチック資源は週1回、金属ごみは月2回、陶磁器・ガラスごみは月1回行い、指定したごみ袋で指定した場所に出していただくようにしています。

(3) 再利用資源収集

各地区の指定場所に専用の折りたたみ式コンテナとネットを配布し、毎月1回、びん、かん及びペットボトルの収集を計画収集として実施しています。

(4) 粗大ごみ収集

指定したごみ袋に入らないものを粗大ごみとして扱い、収集を希望する場合は、「粗大ごみ受付センター」へ申し込んで、粗大ごみ 1 個につき 500 円の処理券を貼付け、指定した日に家の近くの指定した場所で収集する有料戸別収集を実施しています。

(5) ごみ処理手数料

取扱区分		単位	金額
指定袋（大）		1 枚	1 5 円
指定袋（小）		1 枚	1 0 円
粗大ごみ		1 個	5 0 0 円
自己搬入で処分するもの	尾三衛生組合	1 0 kgにつき	2 0 0 円
	みよし市不燃物埋立処分場	1 0 kgにつき	3 0 円

指定ごみ袋

燃やすごみ用（青色）

金属ごみ用（赤色）

陶磁器・ガラスごみ用（緑色）

プラスチック資源（黒色）

資源ごみ

びん、かん及び

ペットボトル回収



青色コンテナ



黄色コンテナ

粗大ごみ処理券



ペットボトル用ネット

(6) ごみの減量化

家庭からのごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器及び機械式生ごみ処理機の購入費補助を行っています。

令和 5（2023）年度の補助実績は、生ごみ堆肥化容器については据え置き式が 8 基、密閉容器式が 3 基で、機械式生ごみ処理機については 2 2 基の補助を行いました。

2 リサイクル推進事業

ごみの減量化を一層推進するため、ごみのなかでも貴重な資源となるものを回収し、循環型社会の形成を図るためリサイクル活動に取り組んでいます。

(1) ペットボトルの回収

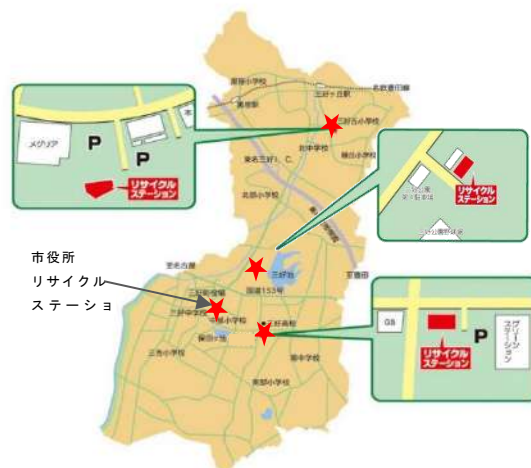
公民館、児童館、集会所、保育園等に回収箱を設置しています。

(2) 乾電池及び蛍光灯の回収

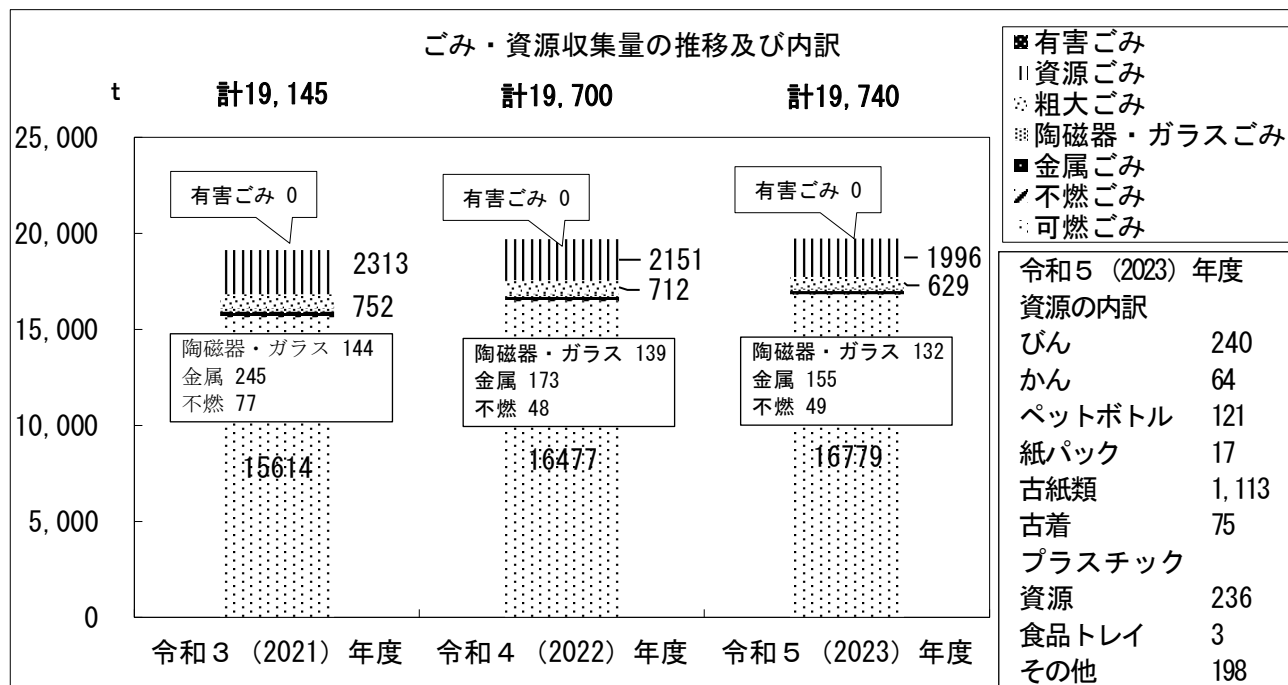
公民館、児童館、集会所等に回収箱を設置しています。

(3) リサイクルステーションみよしの設置

トヨタ生活協同組合メグリア三好店駐車場、あいち豊田農協グリーンステーション三好西側及び三好公園第4駐車場北に「リサイクルステーションみよし」を設置し、新聞紙、雑誌・雑紙、紙パック、段ボール、古着、ペットボトル、プラスチック製容器包装、びん、アルミ缶、スチール缶、白色トレイ、蛍光灯、乾電池、小型充電式電池、使い捨てライター、スプレー缶、廃食用油、割り箸、陶磁器、CD・DVD本体及びケース、自動車・オートバイ用バッテリー、インクカートリッジ、水銀入り体温計、小型家電の24種類を回収しています。



また、市役所にも、簡易のリサイクルステーションを設置しています。回収品目は、紙パック、びん、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、乾電池、使い捨てライター、インクカートリッジの8種類です。



(4) 資源ごみ回収の推進

小中学校のPTA等営利を目的としない団体の資源ごみ回収活動に対し、補助を行っています。対象となる資源ごみは新聞紙、雑誌・雑紙類、段ボール、紙パック、古着で、令和5 (2023) 年度の回収実績は、75 t ありました。

3 環境美化推進事業

環境美化の日を年１回（例年１１月）定め、市をあげて一斉清掃の実践活動（ごみゼロ活動）を展開するとともに、各地区の実情に合わせた環境美化事業を展開することとしています。

また、空き地の管理及び環境保全のため雑草等の除去依頼を実施し、周辺の環境保全に努めていただくよう通知を行っています。令和５（２０２３）年度の通知件数は９４件でした。

4 し尿処理事業

市全域を対象に、し尿（汲取り式トイレ）は民間委託により、また、一般家庭及び事業所の浄化槽汚泥（浄化槽トイレ）は許可業者により収集され、「豊田市砂川衛生プラント」で適正に処理をしています。

(1) し尿処理概要

ア 処理施設

豊田市砂川衛生プラント

所在地：みよし市三好丘旭四丁目１９－１５

電話：０５６１－３６－４４００

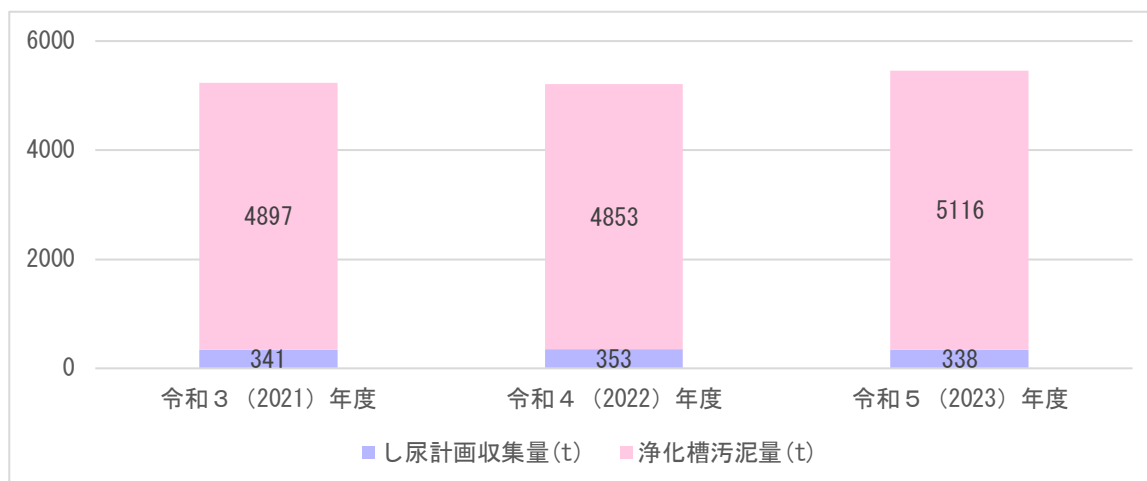
イ し尿収集

し尿の汲み取りは基本的に月１回実施しています。

処理世帯数及び処理人口（令和６（２０２４）年３月末現在）

６５世帯１０４人

ウ し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移



(2) し尿処理手数料

取扱区分		単位	金額
定額制	人頭割	１人１か月につき	３００円
	世帯割	１世帯１か月につき	２７０円
	臨時汲取り	１回につき	１，０００円
従量制		３６リットルにつき	３３０円

Ⅸ 動物愛護対策事業

IX 動物愛護対策事業

1 犬の登録及び狂犬病予防注射

(1) 犬の登録事務

みよし市では、次の犬の登録事務を行っています。

- ア 犬の登録と鑑札の交付
- イ 年1回の狂犬病予防注射済の登録と注射済票の交付
- ウ 犬の登録鑑札と注射済票の再交付
- エ 犬の登録事項変更届の受理
- オ 犬の死亡届の受理

(2) 犬の登録等に係る手数料

名称	単位	手数料の額
犬の登録	1件につき	3,000円
狂犬病予防注射済票交付	1件につき	550円
犬の鑑札の再交付	1件につき	1,600円
狂犬病予防注射済票再交付	1件につき	340円

(3) 犬の登録、狂犬病予防注射等の実施状況

単位：頭

区分	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度
犬の登録総数	3,902	3,796	3,654	3,683	3,592
狂犬病予防注射	3,092	3,140	3,137	3,285	3,022

2 地域ねこ避妊等手術費補助

不必要な繁殖や周辺住民への迷惑の未然防止を目的に、避妊または去勢手術費の補助を行っています。

令和5（2023）年度の補助金額及び補助実績は次のとおりです。

種類	手術名	補助金	補助実績
地域ねこ	避妊	手術費全額	52件
	去勢	手術費全額	46件

3 野犬の捕獲、飼育指導等

飼育できなくなった犬・猫の引き取り、野犬の捕獲、飼育の指導、犬・猫等に関する苦情の受付及び処理、犬・猫の譲渡等を以下の施設で随時行っています。

愛知県動物愛護センター

所在地：豊田市穂積町新屋73-3

電話：0565-58-2323

令和 6（2024）年度

みよしの環境

令和 7（2025）年 3 月発行

愛知県みよし市市民経済部生活環境課

愛知県みよし市三好町小坂 5 0 番地

電話（0 5 6 1）3 2 － 2 1 1 1（代表）